

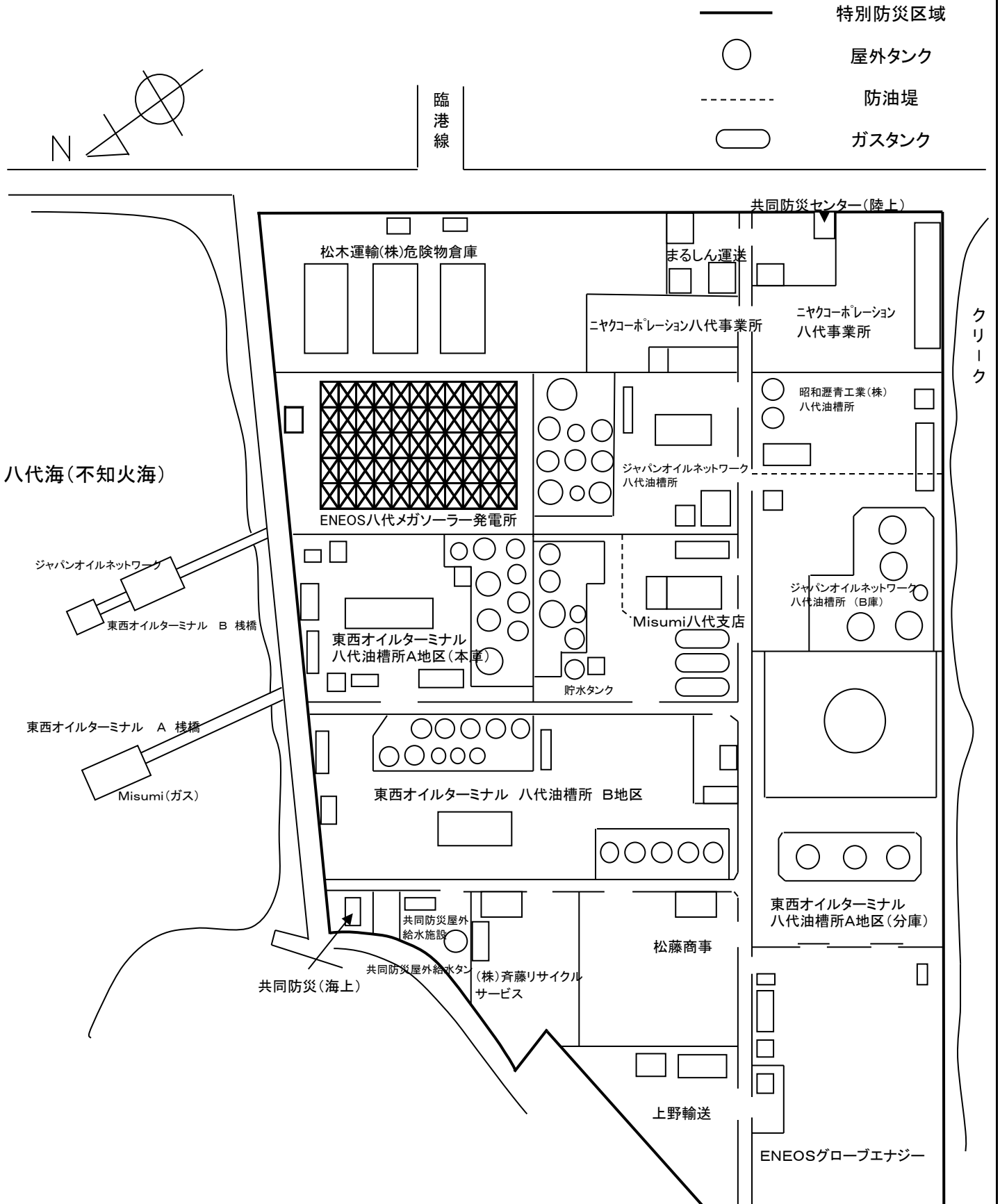
熊本県石油コンビナート等防災計画

(資料編)

令和5年度

第1章 (総則)関係

1 八代地区特別防災区域図



2 八代地区特別防災区域内事業所一覧表

事業所名	種別	業種	石油類の取扱量及び貯蔵量 (KL)						敷地面積 (㎡)	従業員等(人)		危険物等施設		係留施設		
			総計	第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	指定可燃物等(t)		昼間	夜間	屋外タンク	基	トン数		
特定事業所	東西オイルターミナル(株)八代油槽所	第1種事業所	石油類卸売	67,606.000	15,913.200	33,547.800	17,849.000	296.000		59,555	13	2	44	34	2	3,000
	シヤハシオンオイルネットワーク(株)八代油槽所	第1種事業所	石油類保管並びに受払作業の請負	28,844.400	8,766.600	12,950.800	7,127.000			16,297	7	2	19	15	1	2,000
	(株) M i s u m i 八代支店	第2種事業所	LPガス 卸・小売	LPG (700.000t)					LPG 700.000t	4,406	13	2		LPG (3)	1	1,500
	小計			96,450.400 LPG 700.000t	24,679.800	46,498.600	24,976.000	296.000	LPG 700.000t	80,258	33	6	63	49 LPG (3)	4	6,500
その他事業所	松木運輸株式会社		運送業	4,170.000 第1類、第5類 1,280t	1,080.000	1,080.000	1,080.000	930.000	第1類、第5類 1,280t	16,546	3	0	3			
	八代地区共同防災センター	共同防災								342	4	4				
	(株)ニヤクコーポレーション九州支店八代事業所		運送業	20.000		20.000				8,798	76	1	1			
	松藤商事(株)八代営業所		〃	20.000		20.000				567	26	1	1			
	仁徳海運(有)八代石油基地営業所		海運業	0.000						330	12	3			1	14
	まるしん運送(株)八代営業所		運送業	0.000						1,324	10	0				
	上野輸送(株)八代事業所		運送業	9.600		9.600				7,619	16	0	1			
	昭和瀝青工業(株)八代油槽所			14.000 アスファルト #####			14.000		アスファルト 2,610.000t	4,858		0	1	1 アスファルト (2)		
	ENEOSグローブエナジー(株)八代営業所		LPガス 卸・小売	0.000 0.000t						972	6	0				
	ENEOS八代メガソーラー発電所									9,000						
(株)齊藤リサイクルサービス																
小計			4,233.600 アスファルト 2,610.000t 第1類、第5類 1,280t	1,080.000	1,129.600	1,094.000	930.000	アスファルト 2,610.000t 第1類、第5類 1,280t	50,355	153	9	7	1 アスファルト (2)	1	14	
県有地(空地)									2,982							
東燃ゼネラル(撤退)									9,912							
ツバメ輸送(株)八代営業所(撤退)									1,790							
道路									11,636							
小計				0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	26,320							
合計			100,684.000 アスファルト 2,610.000t LPG 700.000t 第1類、第5類 1,280t	25,759.800	47,628.200	26,070.000	1,226.000	アスファルト 2,610.000t LPG 700.000t 第1類、第5類 1,280t	156,933	186	15	70	50 LPG (3) アスファルト (2)	5	6,514	

3 特定事業所における危険物施設一覧表

(1) 事業所名 東西オイルターミナル(株)八代油槽所

No. 1

番号	施設区分	施設名称 (タンク番号等)	危険物名 ()は石油類	許 可		屋 外 タ ン ク			備 考
				貯蔵取扱量	年 月 日	直 径	高 さ	屋根型	
(A地区本庫)									
1	屋外タンク貯蔵所	79D1ー 1号タンク	重 油 (3)	KL 499	S43.9.9	m 9.700	m 7.650	固定型	
2		2号タンク	"	995	"	11.640	10.714	"	
3		3号タンク	ガソリン(1)	1,325	"	13.510	10.655	内部浮ぶた	
4		4号タンク	"	478	"	7.760	10.724	固定型	
5		5号タンク	重 油 (3)	748	"	9.700	10.754	"	
6		6号タンク	"	748	"	9.700	10.754	"	
7		7号タンク	ガソリン(1)	996	"	11.640	10.684	"	
8		8号タンク	潤 滑 油 (4)	188	"	5.820	7.700	"	
9		9号タンク	軽 油 (2)	3,300	S45.4.18	19.730	12.220	"	
10		11号タンク	重 油 (3)	9	S48.5.16	1.940	3.119	"	
11		101	重 油 (3)	990	S43.8.17	10.640	12.180	"	
12		102	灯 油 (2)	1,580	"	13.560	12.155	"	
13		103	ガソリン(1)	1,965	"	15.500	12.165	"	
14		104	重 油 (3)	990	"	10.640	12.186	"	
15		105	ガソリン(1)	300	"	6.770	9.140	"	
(小 計)				15,111.00					
16	屋内貯蔵所		ガソリン(1) 軽 油 (2) 灯 油 (2) 重 油 (3)	1.60 1.40 1.00	H26.2.13				
(小 計)				4.00					
17	一般取扱所	ローリー積 場及びドラ ム充てん 所	ガソリン(1) 軽 油 (2) 灯 油 (2) 重 油 (3) 潤 滑 油 (4)	2,000 1,800 1,300 18	S43.9.9				
(小 計)				5,118.000					
18	移送取扱所	棧 橋	ガソリン(1) 軽 油 (2) 灯 油 (2) 重 油 (3)	2,500 3,500 2,000	S49.4.30				
(小 計)				8,000					
合計 (A地区本庫)				28,233.000					

番 号	施 設 区 分	施設名称 (タンク番 号等)	危 険 物 名 ()は石油類	許 可		屋 外 タ ン ク			備 考
				貯 蔵 数	取 扱 量	年 月 日	直 径	高 さ	
(A地区分庫)									
19	屋外タンク貯蔵所	79D1- 14号タンク	灯 油 (2)	KL 9,900	S46.2.16	m 32.940	m 12.378	固定型	
20	"	79D-15 タンク	重 油 (3)	918	S54.2.16	11.640	9.237	"	
21	"	79D-16 タンク	"	920	S57.8.9	11.640	9.237	"	
22	"	79D-17 タンク	"	920	"	11.640	9.222	"	
(小 計)				12,658					
23	屋 外 貯 蔵 所		第3石油類	18	H5.8.25				
24	"		第2石油類	18	"				
25	"		"	18	"				
(小 計)				54					
合 計 (A地区分庫)				12,712					
合 計 (A地区)				危 険 物 40,945.000					

番 号	施 設 区 分	施設名称 (タンク番 号等)	危 険 物 名 ()は石油類	許 可		屋 外 タ ン ク			備 考	
				貯 蔵 取 扱 数	年 月 日	直 径	高 さ	屋根型		
	(B 地 区)									
26	屋外タンク貯蔵所	1番タンク	ガソリン(1)	KL 1,800	S48.10.17	m 13.560	m 13.700	内部浮ぶた		
27	"	2番タンク	"	996	S44.7.16	11.640	10.640	"		
28	"	3番タンク	"	400	"	8.710	7.620	固定型		
29	"	4番タンク	"	400	"	8.710	7.620	"		
30	"	5番タンク	重 油 (3)	400	"	8.710	7.620	"	休止	
31	"	7番タンク	"	990	S48.10.19	11.620	10.610	"		
32	"	8番タンク	"	900	S44.7.16	10.640	10.660	"		
33	"	9番タンク	軽 油 (2)	990	"	11.620	10.540	"		
34	"	10番タンク	"	995	"	11.620	10.560	"	休止	
35	"	11番タンク	"	995	"	11.620	10.660	"		
36	"	13号タンク	灯 油 (2)	1,862	S49.7.29	13.560	13.680	"		
37	"	14号タンク	軽 油 (2)	1,860	"	13.560	13.680	"		
38	"	15号タンク	灯 油 (2)	1,862	"	13.560	13.700	"		
39	"	16号タンク	"	1,865	"	13.560	13.700	"	休止	
40	"	17号タンク	重 油 (3)	1,862	"	13.560	13.680	"		
	(小 計)			18,177						
41	屋 外 貯 蔵 所	ドラム置場	潤 滑 油 (3)	40	H3.5.28				休止	
			" (4)	90						
	(小 計)			130						
42	屋内貯蔵所	危険物倉庫	ガソリン(1)	1.6	H19.7.25					
			灯油・軽油(2)	1.4						
			重 油 (3)	1.0						
	(小 計)			4.0						
43	一 般 取 扱 所	ローリー積場	ガソリン(1)	750	H3.4.17					
			灯油・軽油(2)	1,000						
			重 油 (3)	600						
	(小 計)			2,350						
44	移 送 取 扱 所	棧 橋	ガソリン(1)	2,000	S49.5.1					
			灯油・軽油(2)	2,000						
			重 油 (3)	2,000						
	(小 計)			6,000						
	合計(B地区)			26,661.0						
	総 計			67,606.0						

(2) 事業所名 ジャパンオイルネットワーク㈱八代油槽所

番号	施設区分	施設名称 (タンク番号等)	危険物名 ()は石油類	許 可		屋 外 タ ン ク			備 考
				貯蔵取扱量 数	年 月 日	直 径	高 さ	屋根型	
1	屋外タンク貯蔵所	1号タンク	ハイオクガソリン(1)	850	S43.6.6	10.650	10.680	内部浮ぶた	
2	"	2号タンク	軽油(2)	1,710	"	14.622	11.015	固定型	
3	"	3号タンク	"	1,170	"	12.188	10.705	"	
4	"	4号タンク	ハイオクガソリン(1)	375	"	7.614	9.183	内部浮ぶた	
5	"	5号タンク	"	323	"	7.614	7.665	固定型	
6	"	6号タンク	重油(3)	753	"	9.139	12.160	"	
7	"	7号タンク	重油(3)	753	"	9.139	12.160	"	
8	"	8号タンク	"	1,343	"	12.184	12.216	"	
9	"	9号タンク	軽油(2)	2,315	S45.3.26	15.500	13.660	内部浮ぶた	
10	"	10号タンク	灯油(2)	2,470	S46.2.15	15.500	13.850	固定型	
11	"	11号タンク	"	2,580	"	15.500	13.880	"	
12	"	12号タンク	ガソリン(1)	1,825	S46.4.20	13.560	13.833	内部浮ぶた	
13	"	13号タンク	ガソリン(1)	483	"	7.740	10.749	"	
14	"	14号タンク	重油(3)	2,678	S48.9.25	14.630	16.610	固定型	
15	"	15号タンク	ガソリン(1)	2,809	"	17.070	12.938	内部浮ぶた	
(小計)				22,437					
16	屋内貯蔵所	危険物倉庫	ガソリン(1)	1.6	H21.7.16				
			灯油軽油(2)	1.0					
(小計)				2.6					
17	屋外貯蔵所	ドラム置場	石油添加剤(2)	4.80	H21.12.7				
(小計)				4.80					
18	一般取扱所	ローリー積場	ガソリン(1)	700	H5.4.28				
			灯油(2)	700	"				
			軽油(2)	600	"				
(小計)				2,000					
19	移送取扱所	棧橋	ガソリン(1)	1,400	S49.4.30				
			灯油・軽油(2)	2,000					
			重油(3)	1,000					
(小計)				4,400					
合計				28,844.40					

(3) 事業所名 (株)Misumi八代支店

番号	施設区分	施設名称 (タンク番号等)	危険物名 ()は石油類	許可		屋外タンク			備考
				貯蔵取扱量	年月日	直径	高さ	屋根型	
1	屋外タンク	1号タンク	プロパン	200t	S63.9.14	6.750	11.250	横置 円筒 固定型	
	"	2号タンク	"	200t	"	6.750	11.250		
	"	3号タンク	"	300t	"	7.760	12.250		
(小計)				700t					
合計				700t					

4 特定事業所における石油類入・出荷状況

(1) 入荷量(主としてタンカーによる入荷)

単位:KL

事業所名	石油類の区分	令和元年(2019年)												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
東西オイルターミナル(株) 八代油槽所A地区	第1石油類	9,506	8,762	8,673	8,658	8,516	8,383	8,871	11,005	9,916	6,943	8,272	10,242	107,747
	第2石油類	8,773	12,832	7,322	9,851	9,851	6,156	7,568	9,879	13,380	10,556	10,463	15,825	122,456
	第3石油類	12,505	10,864	6,061	8,135	5,833	4,627	5,034	4,169	5,185	4,295	9,750	10,515	86,973
東西オイルターミナル(株) 八代油槽所B地区	第1石油類	3,344	3,220	2,880	2,649	3,872	2,955	3,991	4,918	3,790	4,047	3,285	4,482	43,433
	第2石油類	6,079	5,673	4,775	4,217	4,706	3,295	4,335	4,669	5,025	7,344	5,516	5,451	61,085
	第3石油類	549	0	0	1,120	0	0	0	1,948	0	0	0	0	3,617
ジャパンオイルネットワーク (株) 八代油槽所	第1石油類	24,522	24,272	24,672	24,762	24,832	24,642	24,746	24,722	24,662	24,322	24,402	24,875	295,431
	第2石油類	22,011	19,581	15,401	14,101	13,100	13,301	14,291	13,291	13,551	15,691	16,281	19,101	189,701
	第3石油類	9,462	9,231	7,877	5,431	5,877	5,960	7,198	6,332	6,520	6,479	8,979	11,508	90,854
計	第1石油類	37,372	36,254	36,225	36,069	37,220	35,980	37,608	40,645	38,368	35,312	35,959	39,599	446,611
	第2石油類	36,863	38,086	27,498	28,169	27,657	22,752	26,194	27,839	31,956	33,591	32,260	40,377	373,242
	第3石油類	22,516	20,095	13,938	14,686	11,710	10,587	12,232	12,449	11,705	10,774	18,729	22,023	181,444

(2) 出荷量(主としてローリーによる出荷であるが、ドラム缶及びバージー船による出荷もある。)

単位:KL

事業所名	石油類の区分	令和元年(2019年)												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
東西オイルターミナル(株) 八代油槽所A地区	第1石油類	9,141	8,791	9,022	8,909	8,509	8,364	9,534	10,968	9,381	7,803	8,028	10,267	108,717
	第2石油類	12,473	11,854	10,879	9,646	8,108	8,391	8,711	9,467	9,554	9,180	9,896	12,887	121,046
	第3石油類	12,577	10,181	7,232	7,829	5,391	5,112	5,540	4,330	5,316	4,695	8,718	10,270	87,191
東西オイルターミナル(株) 八代油槽所B地区	第1石油類	3,573	3,044	3,120	3,330	3,559	3,287	3,881	5,342	3,913	3,586	3,592	4,724	44,951
	第2石油類	6,794	6,995	5,402	4,705	4,084	4,307	4,288	5,034	5,458	4,813	5,466	6,707	64,053
	第3石油類	962	560	445	306	266	112	244	192	310	356	265	592	4,610
ジャパンオイルネットワーク (株) 八代油槽所	第1石油類	24,311	23,177	24,364	24,886	24,408	24,608	26,098	26,904	24,524	23,644	23,452	23,898	294,274
	第2石油類	21,823	19,645	18,843	16,686	15,066	16,417	15,939	13,147	16,132	16,666	18,937	20,937	210,238
	第3石油類	12,185	8,270	6,947	3,959	2,897	3,975	3,943	3,323	4,074	3,394	8,590	12,713	74,270
計	第1石油類	37,025	35,012	36,506	37,125	36,476	36,259	39,513	43,214	37,818	35,033	35,072	38,889	447,942
	第2石油類	41,090	38,494	35,124	31,037	27,258	29,115	28,938	27,648	31,144	30,659	34,299	40,531	395,337
	第3石油類	25,724	19,011	14,624	12,094	8,554	9,199	9,727	7,845	9,700	8,445	17,573	23,575	166,071

5 八代地区特別防災区域周辺の状況

(1) 大島町住民（区域隣接）

ア 世帯 87

イ 人口 178人（男82人 女96人）

(2) 事業所（3事業所）

事業所名	従業員
大島商事有限公司	1人
株式会社タス・マリーナ	1人
大島ゴルフ倶楽部	11人
計	13人

(3) 道路（区域内）・橋梁

① 八代市道

路線番号・路線名	幅員(m)	延長(m)
3062 大島町1号線	4.0 ~ 13.0	1683.4
3063 大島町2号線	4.8 ~ 6.9	231.3
3064 大島町3号線	9.1 ~ 13.5	575.3
3065 大島町4号線	7.7 ~ 12.0	211.0
3066 大島町5号線	9.1 ~ 14.0	223.3
3093 大島町6号線	4.2 ~ 16.0	408.5

② 橋梁

橋梁名	幅員(m)	延長(m)
新生橋	最大23.045, 最小21.995	21.0
旭橋	最大18.410, 最小10.509	21.0

6 熊本地方気象台関係資料

(1)月別・年別降水量(mm)

八代地域気象観測所

月	平成 30年			平成 31年			令和 2年			令和 3年			令和 4年		
	月合計	最大値		月合計	最大値		月合計	最大値		月合計	最大値		月合計	最大値	
		日	1時間		日	1時間		日	1時間		日	1時間		日	1時間
1	84.0	28.5	10.0	20.5	11.5	5.5	85.0	27.5	10.0	24.5	6.5	3.5	53.5	31.5	4.5
2	76.0	24.0	18.0	112.5	29.0	14.0	125.0	28.5	12.5	67.5	27.5	8.5	17.5	8.5	3.0
3	127.0	29.5	16.5	126.5	31.5	11.0	100.5	20.5	5.0	110.0	34.5	12.0	153.5	27.5	16.5
4	121.5	70.0	12.5	88.5	23.0	9.0	78.5	37.5	6.5	69.5	33.0	11.0	260.5	101.5	39.5
5	204.0	77.5	17.5	62.5	14.5	10.0	288.0	158.5	27.0	486.0	144.5	32.0	166.5	73.5	24.5
6	352.5	77.5	32.0	293.5	142.5	31.0	459.0	116.0	47.5	134.0	39.5	13.5	277.0	72.0	38.5
7	390.5	106.0	32.5	533.0	131.0	33.5	776.5	159.0	46.5	206.0	78.0	36.5	338.5	107.0	55.5
8	39.0	31.0	15.0	348.0	53.5	25.0	14.5	10.0	5.5	746.5	182.0	53.5	232.0	55.5	27.0
9	310.0	81.0	24.5	123.0	34.5	20.0	417.5	164.0	58.0	50.0	22.5	5.0	201.0	91.5	31.5
10	49.5	24.5	8.0	73.0	16.0	15.0	83.0	40.0	9.0	18.0	9.5	3.0	74.0	25.0	11.0
11	111.0	42.0	12.0	49.5	16.0	6.0	103.5	35.0	22.0	167.0	47.0	13.5	53.0	20.5	10.5
12	96.0	35.0	7.5	94.0	23.0	14.0	27.0	7.5	5.0	42.0	34.0	10.5	37.5	15.5	4.0
年	1961.0	106.0	32.5	1924.5	142.5	33.5	2558.0	164.0	58.0	2121.0	182.0	53.5	1864.5	107.0	55.5

(2)月別・年別の風向風速(16方位、m/s)

八代地域気象観測所

月	平成 30年				平成 31年				令和 2年				令和 3年				令和 4年			
	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向
		風速	風向			風速	風向			風速	風向			風速	風向			風速	風向	
1	1.3	7.5	南南東	北東	1.0	6.1	北北東	北東	1.2	10.3	南	北東	1.4	6.3	北北東	北東	1.1	5.7	北北東	北東
2	1.4	10.5	南南東	東北東	1.3	9.2	南南東	北東	1.3	9.0	南南東	北東	1.6	8.6	南	北東	1.4	6.0	北北東	北東
3	1.5	9.8	南南東	北北東	1.4	8.5	南東	西	1.5	9.5	南東	北東	1.5	9.7	南南東	北北東	1.4	10.8	南東	南南西
4	1.6	9.5	東南東	南西	1.4	10.4	南南東	南西	1.6	8.7	南南東	西北西	1.5	7.9	南南東	北東	1.4	8.4	南	北北東
5	1.5	9.6	南南東	南西	1.2	6.1	南	東南東	1.3	8.7	南東	南西	1.6	10.9	南南東	南西	1.1	5.2	西	西
6	1.3	7.3	南	南南西	1.4	9.3	南南西	南南西	1.7	8.2	南	南南西	1.1	6.2	南東	西南西	1.5	7.5	南南東	南西
7	1.3	8.8	南	西南西	1.3	8.3	南南西	西南西	1.9	8.9	南南東	南南西	1.3	6.0	南	南西	1.6	8.4	南南西	南南西
8	1.4	6.6	南	南西	1.4	7.2	北北東	南南西	1.4	6.3	南東	西南西	1.7	8.2	南南東	南	1.5	7.3	東南東	南
9	1.3	8.8	北北東	北東	1.2	12.7	南	東南東	1.5	11.2	南	北北東	1.1	9.3	南南西	南	1.3	10.7	南	北東
10	1.2	9.0	南南西	北東	1.2	6.8	南	北東	1.3	8.7	北北東	北北東	1.0	6.8	北北東	北東	1.0	5.8	北北東	北東
11	0.9	7.6	南南東	北東	1.0	8.5	東南東	北東	1.1	9.0	南南東	北東	1.0	7.5	南南東	東南東	0.9	7.2	南南東	北東
12	1.3	7.1	東南東	北東	1.1	7.8	南南東	北北東	1.3	6.2	北北東	北北東	1.3	6.3	東南東	北東	1.2	5.2	北北東	北東
年	1.3	10.5	南南東	北東	1.2	12.7	南	北東	1.4	11.2	南	北東	1.3	10.9	南南東	南西	1.3	10.8	南東	北東

注:)を付した値は、統計に用いた資料数が対象資料全体に対して80%以上のもの。

注:]を付した値は、統計に用いた資料数が対象資料全体に対して80%未満のもの。

2008年3月から降水量の統計単位が0.5mm、10分間平均風速の観測単位が0.1m/sになりました。

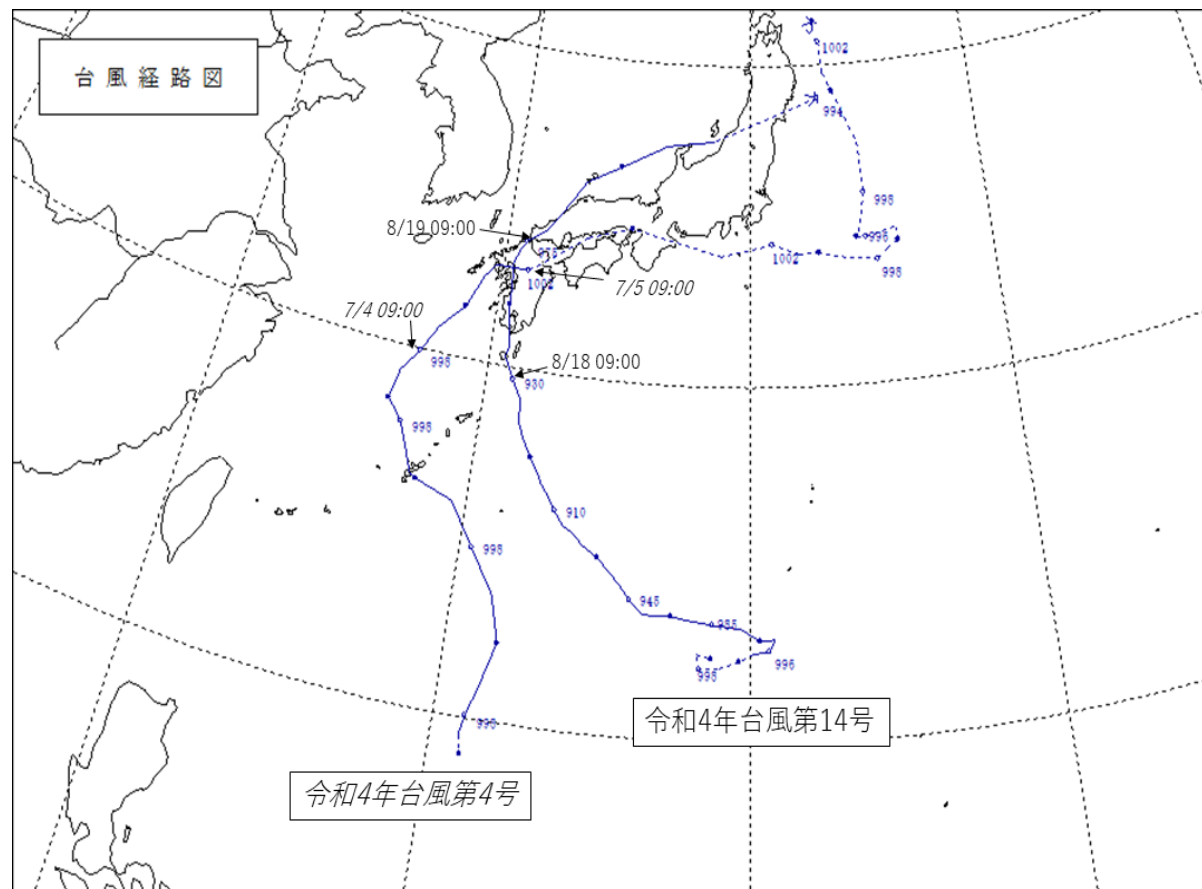
(3)震度4以上の地震

1977～2022年(昭52～令4年)

年月日	時分	震度	規模 (M)	震央			深さ (km)
				地名	北緯	東経	
昭52 6 28	1146	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 54'	130° 43'	10
昭56 4 11	1500	4	3.5	熊本県熊本地方	32° 49'	130° 42'	10
昭59 8 7	0406	4	7.1	日向灘	32° 23'	132° 9'	33
昭62 3 18	1236	4	6.6	日向灘	31° 58'	132° 4'	48
平 8 10 19	2344	4	6.9	日向灘	31° 48'	132° 1'	34
平 9 3 26	1731	4	6.6	鹿児島県薩摩地方	31° 58'	130° 22'	12
平 9 5 13	1438	4	6.4	鹿児島県薩摩地方	31° 57'	130° 18'	9
平28 4 14	2126	5弱	6.5	熊本県熊本地方	32° 45'	130° 49'	11
平28 4 14	2207	4	5.8	熊本県熊本地方	32° 47'	130° 51'	8
平28 4 14	2238	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 41'	130° 44'	11
平28 4 15	0003	5弱	6.4	熊本県熊本地方	32° 42'	130° 47'	7
平28 4 16	0125	5強	7.3	熊本県熊本地方	32° 45'	130° 46'	12
平28 4 16	0130	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 39'	130° 43'	11
平28 4 16	0144	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 45'	130° 46'	15
平28 4 16	0145	4	5.9	熊本県熊本地方	32° 52'	130° 54'	11
平28 4 16	1602	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 42'	130° 43'	12
平28 4 19	1752	5強	5.5	熊本県熊本地方	32° 32'	130° 38'	10
平28 4 19	2047	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 34'	130° 39'	11
令4 1 22	0108	4	6.6	日向灘	32° 43'	132° 4'	45

注:震度は平成8年まで熊本市京町の震度、平成9年以降は八代市平山新町の震度で表示している。

(4) 2022年(令和4年)に九州に上陸した台風の経路図



7 八代海の定常流

(栽培漁場開発調査報告書 第1編 不知火海域)
昭和46年3月 熊本県水産試験場

点線 (表層)
実線 (10m層)



第2章 (防災体制の確立) 関係

1 熊本県石油コンビナート等防災本部員及び幹事名簿

(1) 熊本県石油コンビナート等防災本部本部員名簿

本部長 熊本県知事

本部員 25名

区分	職 名	所 在 地	郵便番号	電話番号
特定地方行政機関	九州管区警察局長	福岡市博多区東公園7番7号	812-8573	092-622-5000
	熊本労働局長	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階	860-8514	096-211-1701
	九州産業保安監督部長	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	812-0013	092-482-5469
	九州地方整備局長	福岡市博多駅東2丁目10番7号 第二合同庁舎	812-0013	092-471-6331
	熊本海上保安部長	宇城市三角町三角浦1160-20	869-3207	0964-52-3103
自衛隊	陸上自衛隊第8師団長	熊本市北区八景水谷2丁目17-1	861-8529	096-343-3141 内線(3234)
警察	熊本県警察本部長	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	862-8610	096-381-0110
知事がその部内の職員のうちから指名する者	熊本県副知事	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	862-8570	096-383-1111
	熊本県知事公室長	〃	〃	〃
	熊本県危機管理監	〃	〃	〃
	熊本県県南広域本部長	八代市西片町1660	866-8555	0965-33-3149
特別防災区域所在市町村の長	八代市長	八代市松江城町1番25号	866-8601	0965-33-4111
特別防災区域所在市町村の消防長	八代広域行政事務組合消防本部長	八代市大村町970番地	866-0895	0965-32-6181
特別防災区域内特定事業者の代表	八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長	八代市大島町5071-2	866-0035	0965-37-0858
知事が必要と認めて任命する者	九州経済産業局長	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	812-8546	092-482-5405
	熊本地方気象台長	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎	860-0047	096-324-3283
	日本赤十字社熊本県支部事務局長	熊本市東区長嶺南2-1-1	861-8039	096-384-2100
	日本放送協会熊本放送局長	熊本市中央区花畑町5-1	860-8602	096-326-8203
	西日本電信電話株式会社熊本支店長	熊本市中央区九品寺1-2-11 NTT新九品寺ビル	862-0976	096-272-9215
	九州電力株式会社熊本支店長	熊本市中央区上水前寺1丁目6番36号	862-0951	096-386-2200
	熊本県医師会長	熊本市中央区花畑町1-13	860-0806	096-354-3838
	熊本県看護協会長	熊本市東区東町3丁目10番39号	862-0901	096-369-3203
	八代市消防団長	八代市松江城町1番25号	866-8601	0965-33-5900
	八代市医師会長	八代市平山新町4453の2	866-0074	0965-34-8850

(2) 熊本県石油コンビナート等防災本部幹事名簿

幹事 18名

区分	職 名	所 在 地	郵便番号	電話番号
幹事長 (議長)	九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所長	熊本市南区川尻2丁目8番61号	861-4115	096-357-0222
	九州地方整備局 八代河川国道事務所長	八代市萩原町1丁目708-2	866-0831	0965-32-4135
	熊本海上保安部警備救難課長	宇城市三角町三角浦1160-20	869-3207	0964-52-3103
	八代労働基準監督署長	八代市大手町2丁目3-11	866-0852	0965-32-3151
	陸上自衛隊第8師団司令部第3部長	熊本市北区八景水谷2丁目17-1	861-8529	096-343-3141 内線(3230)
	熊本県警察本部警備第二課長	熊本市中心区水前寺6丁目18番1号	862-8610	096-381-0110
	熊本県知事公室危機管理監	熊本市中心区水前寺6丁目18番1号	862-8570	096-333-2110
	熊本県県南広域本部総務部長	八代市西片町1660	866-8555	0965-33-3149
	熊本県土木部八代港管理事務所長	八代市港町249	866-0033	0965-37-0338
	八代警察署長	八代市西松江城町11番40号	866-0863	0965-33-0110
	八代市総務企画部長	八代市松江城町1番25号	866-8601	0965-33-4111
	八代広域行政事務組合消防本部 予防課長	八代市大村町970番地	866-0895	0965-32-6181
	特定事業所 東西オイルターミナル八代油槽所	八代市大島町5058	866-0035	0965-37-0121
	特定事業所 ジャパンオイルネットワーク	八代市大島町5057	866-0035	0965-37-0858
	特定事業所 (株) Misumi 八代支店	八代市大島町5059	866-0035	0965-37-0131
	日本赤十字社熊本県支部 事業推進課長	熊本市東区長嶺南2-1-1	861-8039	096-384-2119
	四日本電信電話株式会社熊本支店	熊本市中央区九品寺1-2-11 NTT新九品寺ビル	862-0976	096-272-9215
	九州電力株式会社熊本支店 企画・総務部総務グループ長	熊本市中央区上水前寺1丁目6番36号	862-0951	096-386-2200

2 熊本県石油コンビナート等防災本部条例

昭和 51 年 9 月 30 日

条例第 67 号

改正 { 昭和 52 年 3 月 30 日
条例第 9 号の 2

改正 { 平成 22 年 3 月 26 日
条例第 14 号

改正 { 平成 23 年 3 月 23 日
条例第 9 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 28 条第 9 項の規定に基づき、熊本県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員及び専門員)

第 2 条 法第 28 条第 5 項第 4 号及び第 9 号に掲げる本部員の数は、それぞれ 10 人以内とする。

2 法第 28 条第 5 項第 9 号に掲げる本部員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の本部員の任期はその前任者の残任期間とする。

3 前項の本部員は、再任されることを妨げない。

4 法第 28 条第 7 項の規定により任命された専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(幹 事)

第 3 条 防災本部に、幹事 40 人以内を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部 会)

第 4 条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶 務)

第 5 条 防災本部の庶務は、知事公室において処理する。

(雑 則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 熊本県石油コンビナート等防災本部運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、熊本県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年熊本県条例第67号）第6条の規定に基づき、熊本県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本 部 会)

第2条 防災本部に本部会を置き、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部会は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 本部会は、本部員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 4 本部会の議事は、出席本部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、緊急を要する事態の発生その他やむを得ない事情により本部会を招集することができないときは、会長は本部員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。
- 6 前項の規定により議決する場合は、前項の規定により議決する場合は、第4項の規定にかかわらず、本部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代 理 者)

第3条 本部員は、やむを得ない事由により本部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、当該本部会において本部員とみなす。

(職務代理)

第5条 本部長に事故があるときは、本部員の中から本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部 会)

第6条 本部長は、必要に応じてその事務を定めて部会を置く。

- 2 部会の会議については、第2条第2項、第3項、第4項及び第3条の規定を準用する。この場合において「本部会」とあるのは「部会」、「本部長」とあるのは「部会長」と読み替える。

(幹 事 会)

第7条 防災本部に幹事会を置き、幹事をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、熊本県危機管理監をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 4 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 本部会に提出する議案に関すること。
 - (2) 防災本部の所掌事務に係る資料の収集及び調査に関すること。
 - (3) その他本部会が必要と認める事項に関すること。
- 5 幹事会において、議決を必要とする場合は、第2条第3項、第4項及び第3条の規定を準用する。この場合「本部会」とあるのは「幹事会」、「本部員」とあるのは「幹事」と読み替える。

(本部長の専決処分)

第8条 本部長は、やむを得ない事由により、本部会を招集する暇がないとき、及び軽易な事項と認められると

きは、専決処分をすることができる。

2 本部長は、前項の規定による専決処分をしたときは、これを次の本部会に報告しなければならない。

(会議録の調整)

第9条 本部長は、各会議における会議録を庶務に従事する職員に調整させ、会議の概要及び出席者の氏名等必要な事項を記載させ、保管しなければならない。

(異動等の報告)

第10条 本部員及び幹事は、異動が生じたときは速やかに本部長に報告するものとする。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

第3章 (災害予防計画)関係

1 特定事業所等の防災要員、防災資機材等及び特定防災施設等の現況

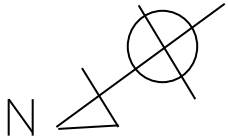
(1) 自衛防災組織及び共同防災組織の防災資機材等の現況

事業所等	防災資機材等	防 災 要 員 (人)	防 災 資 機 材 等									特 定 防 災 施 設 等			
			大型 化学 消防車 (台)	大型 高所 放水車 (台)	泡 原液 搬送車 (台)	可 搬式 泡放 水砲 (台)	耐 熱 服 (着)	空 気 呼 吸 器 (個)	フ ォ ィ ン ス ル		展 張 フ ィ ン ス 船 (隻)	泡 消 火 薬 剤 3 % (ℓ)	流 出 油 等 防 止 堤	給 消 水 火 用 施 屋 設 外	非 常 通 報 設 備
									A型 (m)	B型 (m)					
自 衛 防 災 組 織	東西オイルターミナル(株) 八代油槽所	14								1,140		23,680	1	共同	2
	ジャパンオイルネットワーク (株) 八代油槽所	9					2			540		10,100		共同	1
	(株) Misumi 八代支店	9												共同	1
	小 計	32					2			1,680		33,780			4
共 同 防 災 組 織	八代地区共同 防災センター(陸上)	11	1	1	1	1	1	1				11,160		1基 (1,540)	
	仁徳海運(海上)	9								540	1				
	小 計	20	1	1	1	1	1	1		540	1	11,160		1基 (1,540)	
合 計		52	1	1	1	1	1	3		2,220	1	44,940		1基 (1,540)	4

(2) 特別防災区域内事業所の防災機材等の現況

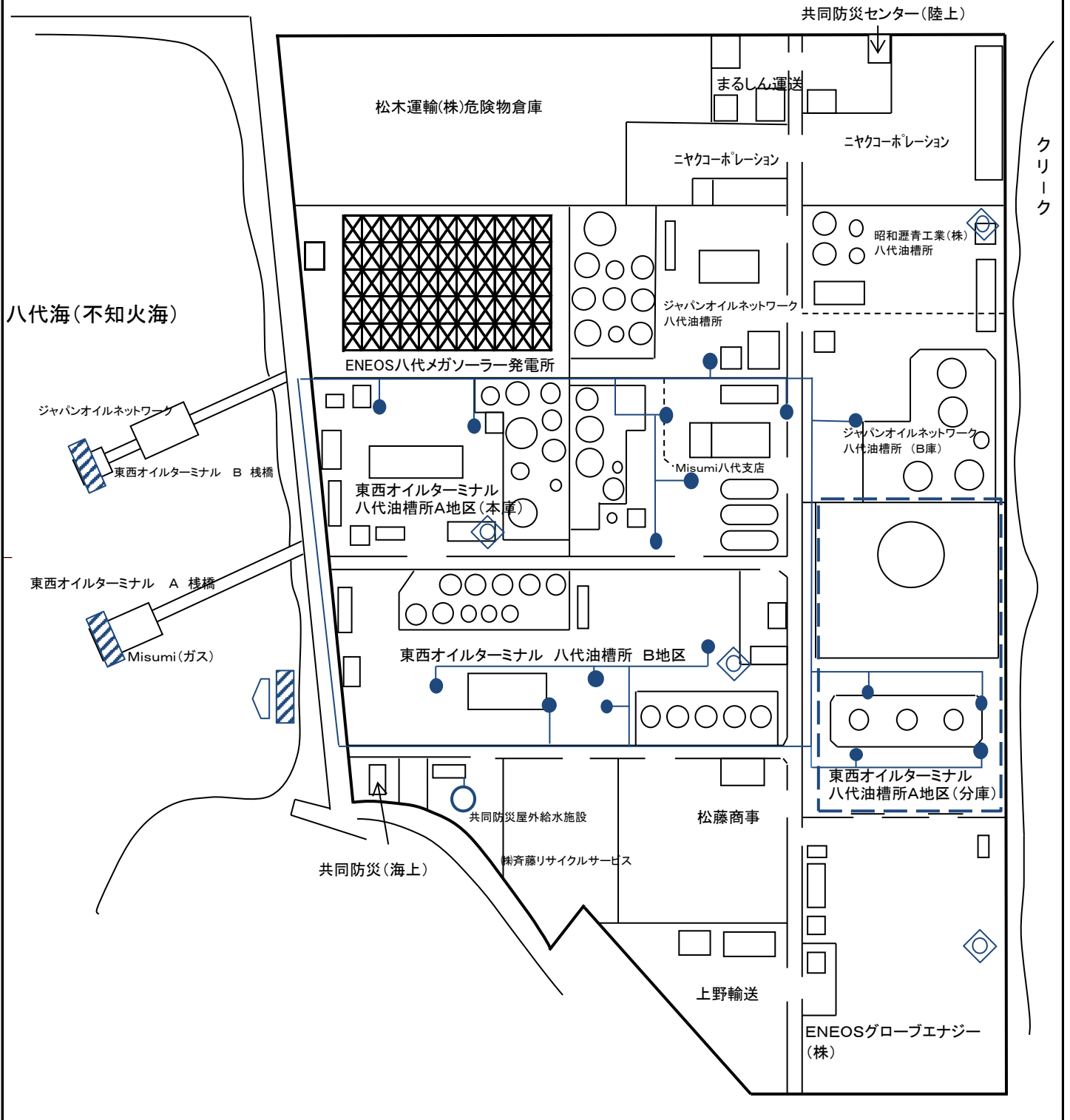
防災設備等 事業所等		消 火 水 槽 基(t)	泡 原 液 槽 基(KL)	消 火 栓 基	消 火 器		消 火 ホ ー ス		放 水 ノ ズ ル		防 油 堤 基	ト ラン シ ー バ ー 個	警 鐘 個	拡 声 装 置 個	サ イ レ ン 個	ガ ス 検 知 器 個	防 火 衣 着	土 の う 袋	油 処 理 剤 L	吸 着 剤 kg	油 水 分 離 槽 基	作 業 船 艇	オ イル フ ェ ン ス 巻 取 機 基
					大 個	小 個	m	本	水 用 個	泡 用 個													
特 定 事 業 所	東西オイルターミナル(株) 八代油槽所	3 (463)	4 (7.8)	29	5	152	20 × 48	32	23	6	12	2	7	2	3	16	2,250	2,448	913	大4 小6	1	2	
	シヤハンオイルネットワーク(株) 八代油槽所	2 (103)	2 (2.5)	19	1	56	20 × 22	3	11	2	4	1	2	1	1	5	300	1,224	234	大3 小6	1	1	
	(株) M i s u m i 八代支店	1 (350)		7		35	20 × 7	7	3		3		1		2								
	小計	6 (916)	7 (11.9)	55	6	243	20 × 77	42	37	8	19	3	10	3	6	21	2,550	3,672	1,147	大7 小12	2	3	
そ の 他 の 事 業 所	松木運輸株式会社	1(27)		2	4	188	20 × 4	2															
	八代地区共同防災組織					2										9							
	(株)ニヤクコーポレーション					5																	
	松藤商事(株)					7																	
	(有)仁徳海運					1					10				1			360	120				
	まるしん運輸					3																	
	上野輸送(株)					3																	
	昭和瀝青工業(株)					4																	
	ENEOSグローブエナジー(株) 八代営業所					1																	
	ENEOS八代メガソーラー発電 所																						
(株)斉藤リサイクルサービス																							
小計	1(27)		2	4	214	20 × 4	2				10				1	9		360	120				
合計	7 (943)	7 (11.9)	57	10	457	20 × 81	44	37	8	29	3	10	3	7	30	2,550	4,032	1,267	大7 小12	2	3		

防災施設、資機材等の配置



臨港線

	特別給水施設水タンク
	給水栓
	オイルフェンス
	泡消火薬剤
	流出油等防止堤
	オイルフェンス展張船



2 県の防災資機材の現況

保管場所	品名	数量
八代港管理事務所	オイルフェンス A 型	600m
	油吸着マット	250枚
三角港 "	オイルフェンス A 型	600m
	油吸着マット	720枚
	油処理剤	0L
水俣港 "	オイルフェンス A 型	600m
	油類吸収剤	566L
	油処理剤	180L
熊本港 "	オイルフェンス A 型	420m
	油吸着マット	500枚
	油処理剤（液体）	106L
	油処理剤（顆粒）	35kg

3 八代広域消防本部の防災資機材等消防力の現況

(1) 消防自動車等及び無線所在地現況

区分	所在地	建設面積 (総面積)	構造	大型 化学 消防 車	大型 高所 放水 車	泡 原 液 搬 送 車	普 通 ポ ン プ 車	水 そ う 付 ポ ン プ 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 急 車	指 揮 車	広 報 車	可 搬 ポ ン プ	救 助 工 作 車	資 機 材 搬 送 車 等	水 槽 車	消 防 自 動 二 輪 車	そ の 他 の 車 両
消 防 本 部	八代市大村町 970	4,356.74	鉄筋2階										1						8
八代消防署	〃	〃	〃				2	1	1	1	3	1		1	1	2	1	3	2
新 開 分 署	八代市新開町 1-3-1	385.00	鉄筋コンク リート平屋	1	1	1	1				1		1						
日 奈 久 分 署	八代市日奈久 大坪町199-16	495.79	鉄骨平屋				1				1		1						
坂 本 分 署	八代市坂本町 坂本1051-2	230.00	〃				1				1		1	1					
鏡 消 防 署	八代市鏡町 内田689-5	2,237.39	鉄筋コンク リート3階				1	1			2	1			1			0	3
泉 分 署	八代市泉町 下岳2965	230.00	鉄筋コンク リート平屋				1	1			1		1	1					
氷 川 分 署	八代郡氷川町 野津1525	479.22	鉄骨平屋				1				1		1						
計				1	1	1	8	3	1	1	10	2	6	3	2	2	1	3	13

無 線 中 継 基 地 局	
矢山中継基地局	八代市泉町栗木2015-44
八竜山中継基地局	八代市坂本町西部ろ字鱸木2556-3
縦木中継基地局	八代市泉町縦木137-4(泉第八小学校敷地内)

(2) 消防資機材の現有数

R5.1.31現在

区分	積載 ライ ト	消 火 液	エ ア ホ ー ム ノ ズ ル	高 ノ ズ ル	耐 熱 防 火 衣	空 気 呼 吸 器		チ ェ ン ソ ー	携 帯 無 線	ポ ー ト パ ワ ー	船 外 機 付 ポ ー ト	
						本 体	ボ ン ベ					
本 部	車 輛 積 載	4					9			1	1	
八 代 消 防 署	車 輛 積 載	23	360	5		4	15	35	3	11	1	
	倉 庫		32	1		1	6	14	1		2	
新 開 分 署	車 輛 積 載	15	5,970	3		3	6	12		3		
	倉 庫		7,040 耐アルコール 用消火液 200	4	2	2	5	6	1			
日 奈 久 分 署	車 輛 積 載	7	40	1			2	4		2		
	倉 庫		35				1	3	1			
坂 本 分 署	車 輛 積 載	10	20				3	6	1	3		
	倉 庫		60	1			5	3	1			
鏡 消 防 署	車 輛 積 載	18	12	1			9	25	3	7	2	
	倉 庫		200	1		2	7	8	1			
泉 分 署	車 輛 積 載	12	40	1			4	8	2	3		
	倉 庫	1	198					2				
氷 川 分 署	車 輛 積 載	6					3	6		2		
	倉 庫							1	1			
計		96	14,207	18	2	12	75	133	15	32	0	6

(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数

R5.1.31現在

校区名	分団名	消 防 資 機 材				
		自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員	
代 陽	第 1 分 団	1			58	
	第 2 分 団	1				
八 代	第 3 分 団	1			15	
太 田 郷	第 4 分 団	3			128	
	第 5 分 団		6			
	第 6 分 団		5			
麦 島	第 7 分 団			1	42	
植 柳	第 8 分 団	1			26	
松 高	第 9 分 団			3	91	
	第 1 0 分 団			3		
	第 1 1 分 団			1		
八 千 把	第 1 2 分 団			4	72	
	第 1 3 分 団			3		2
高 田	第 1 4 分 団			1	57	
	第 1 5 分 団			1		
金 剛	第 1 6 分 団			3	122	
	第 1 7 分 団			3		
	第 1 8 分 団			3		
郡 築	第 1 9 分 団			2	113	
	第 2 0 分 団			2		
宮 地	第 2 1 分 団			1	28	
	第 2 2 分 団			1		
宮地東	第 2 3 分 団			1	2	15
日 奈 久	第 2 4 分 団			1	58	
	第 2 5 分 団			1		
	第 2 6 分 団			1		
昭 和	第 2 7 分 団			2	3	43
二 見	第 2 8 分 団			1	59	
	第 2 9 分 団			1		
	第 3 0 分 団			1		1
龍 峯	第 3 1 分 団			6		106
全 校 区	本 部 分 団					24
合 計	31	7	58	8	1,057	

4 熊本海上保安部の防災資機材等の現況

部署 船艇	泡発生剤 (エアホーマ)	消 防 ポ ン プ	泡発生器	吸 着 材	油 処 理 剤	高粘度油吸 着回収ネッ ト
熊本海上保安 部			台	kg 104	L 342	m 20
巡視艇 くまかせ	200	消火兼排水ポンプ 2,600L/min	1			
巡視艇 ひごかせ		ガソリンポンプ 44kw×2				
天草海上保 安署				85	324	
巡視艇 あそぎり		移動用ガソリンポンプ 32kw×1	1			
八代海上保安 署				17	450	
巡視艇 なつかぜ	200	消火兼排水ポンプ 2,600L/min	1			

5 日本赤十字社熊本県支部の救護班、救護資機材の現況

(1) 救護班の現況

災害時における医療救護を迅速にかつ適切に実施するため、次のとおり医療救護班を編成しておく。

ア 常備救護班 (常備9個班)

※医師・看護師・薬剤師・事務職員等 (1個班当たり8名編成)

イ 特殊救護員 51名

救護要員内訳： ①連絡調整員・車両 ②資機材等オペレーター要員 ③支部本部要員

(2) 救護資機材の現況

災害救助に必要な機動力及び資材、機器等について、常時その機能を有効適切に発揮できるように次のとおり整備する。

(令和5年4月1日現在)

ア 車両(人員・物資輸送車など) ※一部緊急走行可能

イ 救護所設営装備(テント・発電機・投光器・簡易ベッド・点滴スタンド・担架など)

ウ 医療セット(診療セット、蘇生・外科セット、薬品セット)

エ 事務用品セット

オ 通信装備(日赤業務用無線・衛星電話)

カ 給食装備(野外炊飯器)

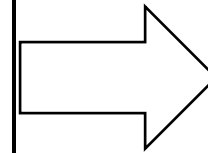
第4章 (災害応急計画) 関係

1 熊本県石油コンビナート等防災本部の組織・系統

(1) 組織

ア. 防災本部

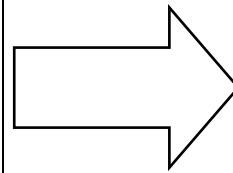
石油コンビナート等防災本部	
本部長	熊本県知事
副本部長	熊本県副知事
本部員	
九州管区警察局長	八代市長
熊本労働局長	八代広域行政事務組合消防長
九州産業保安監督部長	八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長
九州地方整備局長	九州経済産業局長
熊本海上保安部長	熊本地方気象台長
陸上自衛隊第8師団	日本赤十字社熊本県支部事務局長
熊本県警察本部長	西日本電信電話株式会社熊本支店長
〃 知事公室長	九州電力株式会社熊本支店長
〃 総務部長	熊本県医師会長
〃 健康福祉部長	熊本県看護協会会長
〃 農林水産部長	NHK熊本放送局長
〃 土木部長	
〃 県南広域本部長	



本部室	
室長	熊本県危機管理監
室次長	熊本県危機管理防災課長
室員	
総務班長	(危機管理防災課長)
広報班長	(広報グループ課長)
救助班長	(健康福祉政策課長)
医療班長	(医療政策課長)
水産班長	(水産振興課長)
土木班長	(港湾課長)
警備班長	(県警察本部警備第二課長)
自衛隊連絡班	(連絡幹部)
班員は各班長が指名する職員とする。	

イ. 現地本部（災害が陸上の場合又は陸上及び海上にわたる場合）

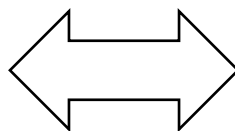
石油コンビナート等現地防災本部	
本部長	八代市長
副本部長	熊本県南広域本部長
現地本部員	
九州地方整備局長（熊本港湾・空港整備事務所長）	
熊本海上保安部長（八代海上保安署長）	
八代広域行政事務組合消防長	
陸上自衛隊第8師団長（第8特科連隊長）	
熊本県警察本部長（八代警察署長）	
西日本電信電話株式会社熊本支店長	
九州電力送配電株式会社熊本支社長 （九州電力送配電熊本支社配電部 八代配電事業所長兼配電グループ長）	
八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長	
その他防災本部員長が指名する本部員	



現地本部室	
室長	八代市総務企画部長
室次長	熊本県南広域本部総務部長
室員	
総務班長	（八代市危機管理課長）
情報班長	（熊本県南広域本部振興課長）
広報班長	（八代市秘書広報課長）
消防班長	（八代広域行政事務組合予防課長）
警備班長	（八代警察署警備課長）
海上保安班長	（熊本海上保安部警備救難課長）
医療班長	（熊本県南広域本部保健福祉環境部長）
救助班長	（八代市健康推進課長）
水産班長	（八代市水産林務課長）
土木班長	（熊本県南広域本部土木部長）
八代港管理班長	（八代港管理事務所長）
自衛隊連絡班	（連絡幹部）
電話班	（西日本電信電話株式会社熊本支店設備部長）
電力班	（九州電力送配電株式会社熊本支社配電部 八代配電事業所長兼配電グループ長）
班員は各班長が指名する職員とする	

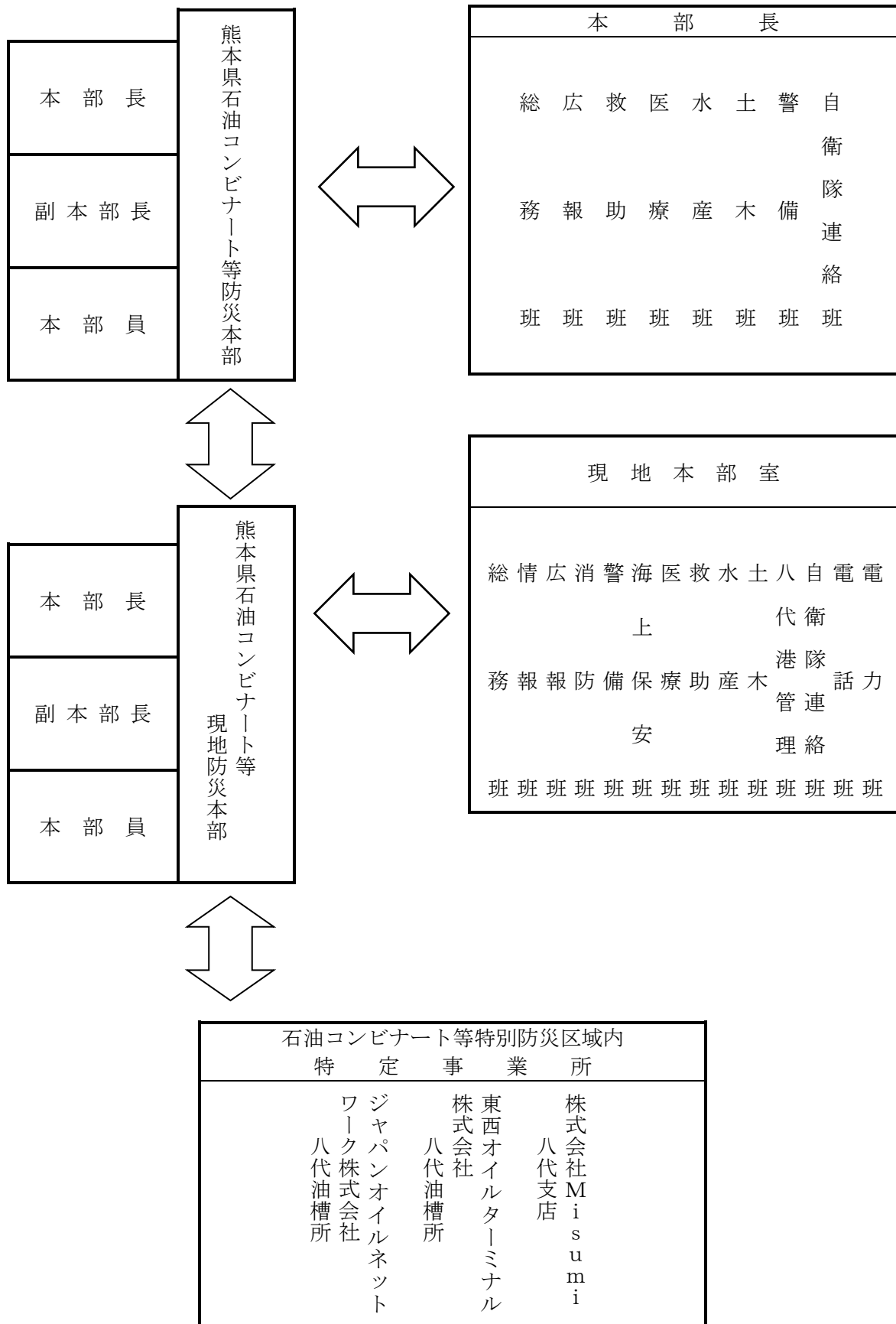
ウ. 現地本部（災害が主として海上の場合）

石油コンビナート等現地防災本部	
本部長	熊本海上保安部長
副本部長	熊本県南広域本部長
現地本部員	
九州地方整備局長（熊本港湾・空港整備事務所長）	
八代広域行政事務組合消防長	
熊本県警察本部長（八代警察署長）	
西日本電信電話株式会社熊本支店長	
九州電力送配電株式会社熊本支社長	
（九州電力送配電熊本支社配電部	
八代配電事業所長兼配電グループ長）	
陸上自衛隊第8師団長（第8特科連隊長）	
八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長	
その他防災本部長が指名する本部員	



現 地 本 部 室	
室 長	八代海上保安署長
室 次 長	熊本県南広域本部総務部長
室 員	
総務班長	（八代市危機管理課長）
情報班長	（熊本県南広域本部振興課長）
広報班長	（八代市秘書広報課長）
消防班長	（八代広域行政事務組合予防課長）
警備班長	（八代警察署警備課長）
海上保安班長	（熊本海上保安部警備救難課長）
医療班長	（熊本県南広域本部保健福祉環境部長）
救助班長	（八代市健康推進課長）
水産班長	（八代市水産林務課長）
土木班長	（熊本県南広域本部土木部長）
八代港管理班長	（八代港管理事務所長）
自衛隊連絡班	（連絡幹部）
電話班	（西日本電信電話株式会社熊本支店設備部長）
電力班	（九州電力送配電株式会社熊本支社配電部
	八代配電事業所長兼配電グループ長）
班員は各班長が指名する職員とする。	

(2) 系 統



2 熊本県石油コンビナート等防災本部事務処理要領

(1) 趣旨

この要領は、熊本県石油コンビナート等防災本部条例（昭和 51 年条例第 67 号）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため必要事項を定める。

(2) 本部室の設置 本部長が必要と認めた場合本部室を設置するものとする。

(3) 異常現象等発生時の連絡処理

ア 八代地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「八代地区特別防災区域」という。）における異常現象発生時の連絡は、八代広域消防本部から通報される。通報を受けた異常現象等については、危機管理防災課長は、本庁内の関係部（課）に伝達するとともに、必要に応じ防災関係機関に伝達するものとする。

イ 気象業務法に基づく気象情報および予警報（以下「気象情報」という。）について熊本地方気象台から伝達があった場合は、危機管理防災課長は、県南広域本部、八代港管理事務所、八代市および八代広域消防本部に伝達するとともに、本庁内の関係部（課）に伝達するものとする。

ウ 危機管理監は、八代地区特別防災区域における災害発生のおそれ、または発生した場合は知事（本部長）及び各関係部局長（本部員）に状況を報告または通知するものとする。

(4) 本部室の位置等

ア 本部室の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

（ア） 県本庁舎 熊本市中央区水前寺 6-18-1

（イ） 熊本土木事務所 熊本市中央区八王寺町 1-20

（ウ） 宇城地域振興局 宇城市松橋町久具 400-1

イ 防災本部室には「熊本県石油コンビナート等防災本部」の表示を行う。

ウ 本部室には、八代地区特別防災区域周辺大地図および台風進路掲示板、被害状況表示板等を備える。

(5) 本部および現地本部設置の広報及び伝達

本部および現地本部を設置したときは、その旨を必要な防災関係機関に通知するものとする。

(6) 本部室の勤務体制と班の編成

ア 本部室には、総務班、広報班、救助班、医療班、水産班、土木班、警備班、自衛隊連絡班の班長が指名した職員を常駐させるものとする。

イ 関係機関との連絡調整、災害情報の収集などを的確かつ迅速に処理するため、総務班に次の係を置く。

総務係 情報係 連絡係

ウ 本部室における総務班、広報班、救助班、医療班、水産班、土木班、警備班、自衛隊連絡班が処理する業務は別表 1 のとおりとする。

(7) 事務引継

本部室が廃止されたときは、各班は、災害情報、被害状況等の災害記録資料として取扱うものについては、すみやかに整理のうえ危機管理防災課長に引き継ぐものとする。

(8) 本部室の廃止基準

本部長は、八代地区特別防災区域において、災害発生のおそれ、もしくは災害が拡大するおそれがなくなったと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部室を廃止する。

別表 1

防災本部各班分掌事務

班	分 掌 事 務
総務班 (危機管理防災課) (消防保安課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種災害情報の収集と整理 2 気象情報の収集と伝達 3 本部会議の資料等のとりまとめ及び作成 4 現地本部長及び各関係機関に対する本部長の指示事項の伝達 5 県議会との連絡 6 その他、他の班に属さない事項
広報班 (広報グループ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関等への各種情報の広報 2 庁内放送
救助班 (健康福祉政策課)	災害救助活動状況の把握
医療班 (医療政策課)	り災者医療救護状況及び応急措置状況の把握
水産班 (水産振興課)	海上における水産被害状況及び応急措置状況の把握
土木班 (港湾課)	港湾施設、海岸保全施設の被害状況及び復旧状況の把握
警備班 (県警察本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況その他災害関係情報の収集 2 警備活動状況の把握
自衛隊連絡班 (自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種災害情報の収集 2 自衛隊災害派遣状況の把握 3 師団司令部との連絡

3 熊本県石油コンビナート等現地防災本部事務処理要領

(1) 趣旨

この要領は、本部長（知事）が、現地本部の設置を決定した場合、当該現地本部の事務の適正かつ的確な運営を図るため必要な事項を定める。

(2) 現地本部室の設置

現地本部長は、本部長から現地本部の設置決定通知があった場合は、直ちに現地本部室を設置する。

(3) 異常現象等発生の連絡処理

ア 八代地区石油コンビナート等特別防災地域（以下「八代地区特別防災区域」という。）における異常現象等の発生の連絡が、特定事業所等から八代広域消防本部に通報され、これを現地本部長（八代市長または熊本海上保安部長）に報告する。

現地本部長は、これを本部長（知事）に伝達するとともに必要に応じ防災関係機関に連絡するものとする。

イ 気象業務法に基づく気象情報及び予警報（以下「気象情報」という。）について、防災本部から伝達があった場合は、現地本部長は、直ちに特定事業所に伝達するものとする。

(4) 現地本部室の位置等

ア 現地本部室は、次の順位により確保するものとする。

（ア） 市本庁舎 八代市松江城町1-25

（イ） 鏡支所 八代市鏡町内田453-1

（ウ） 千丁支所 八代市千丁町新牟田1502-1

イ 現地本部室には、「熊本県石油コンビナート等現地防災本部」の表示を行う。

ウ 現地本部室には、情報収集、伝達のための通信施設を設けるものとする。

エ 現地本部長は、災害の状況等を勘案し必要があると認めたときは、現地指揮所を設置する。

(5) 現地本部設置の広報

現地本部を設置したときは、その旨を防災関係機関等に通知するものとする。

(6) 現地本部室の勤務体制と班の編成

ア 現地本部室には、総務班、広報班、消防班、警備班、海上保安班、医療班、救助班、水産班、土木班、八代港管理班、電話班、電力班の指名した職員を常勤させるものとする。

イ 各班が処理する事務は、熊本県石油コンビナート等防災本部事務処理要領の本部室の勤務体制と班の編成「別表1 防災本部各班分掌事務」に準じて別に定める。

(7) 被害状況の報告

現地本部が廃止されたときは、現地本部長は災害情報、被害状況等の災害記録資料として取扱うものについて、すみやかに整理のうえ、本部長に報告するものとする。

(8) 現地本部室の廃止基準

現地本部長が廃止を決定したとき、これを廃止する。

4 熊本県の職員動員計画

災害が発生するおそれ、または発生した場合における県職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。なお、この実施運用については、危機管理監が必要に応じ関係部課長を招集し、情報を検討して職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。

(1) 配置体制の基準

区 分	配 置 時 期	配 置 内 容
第 1 次 体 制	ア. 自然現象（地震、津波、高潮、落雷等）による災害発生のおそれがある場合 イ. 第1次防災体制をとった場合 ウ. その他必要により、本部長が当該配置を指示したとき	気象業務法に基づく予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等が円滑に行い得る態勢とする。
第 2 次 体 制	ア. 第2次防災体制をとった場合 イ. その他必要により、本部長が当該配置を指示したとき	第1次体制による体制とする。
第 3 次 体 制	ア. 第2次防災体制によっては対応できず、防災関係機関の総合的な防災活動の実施を必要とする場合 イ. その他必要により、本部長が当該配置を指示したとき	防災本部室の分掌事務及び災害応急活動が協力で推進できる体制とする。

(2) 配置体制

ア 第1次体制

(ア) 災害発生の通報を受けた場合、及び気象業務法に基づく石油コンビナート災害に関する予警報等（高潮、雷、津波、地震等）が発表された場合は、(3) 配置職員数による職員の配置を行い、災害情報、被害状況及び予警報の収集伝達にあたるものとする。

ただし、災害の状況により前記の配置体制により難いと判断した場合は、関係部課長において必要に応じた職員配置を実施する。

(イ) 職員の配置を実施した場合は、本庁においては行政棟新館 10 階防災センター、県南広域本部においては、八代総合庁舎に待機するものとする。

イ 第2次体制

(ア) 上記ア第1次体制のとおりとする。

ウ 第3次体制

(ア) 防災本部室の事務処理を行うものとする。

(イ) 職員の配置を実施した場合は、本庁においては行政棟新館 10 階防災センター、県南広域本部においては八代総合庁舎に待機するものとする。

(3) 配置職員数

配置体制をした場合の配置職員数は、下記のとおりとする。

課 名	第1次体制	第2次体制	備 考
危機管理防災課	2	4	防災本部室が配置された場合 これが事務処理及び応急活動が できる員数とする。
消 防 保 安 課			
広 報 課			
健康福祉政策課			
医 療 政 策 課			
水 産 振 興 課			
港 湾 課			
県南広域本部	2	4	
計	4	8	

(4) 熊本県石油コンビナート等防災本部および現地防災本部の事務処理

防災本部および現地本部が設置された場合の事務処理については、「熊本県石油コンビナート等防災本部事務処理要領」および「熊本県石油コンビナート等現地防災本部事務処理要領」に基づくものとする。

6 被害報告（応急対策完了後）取扱要領

(1) 報告の方法

応急対策完了後は、別紙様式により報告するものとする。

(2) 報告の内容

ア 報告の対象

石油コンビナート等特別防災区域における特定事業所の事故及びこれらの事業所から発生して区域外に被害を与えた事故

イ 報告すべき事故

爆発、火災、石油等の流出又は漏洩並びに地震、津波、出水又は風水害による被害。

(3) 報告の時期

本報告は応急対策完了後 10 日以内に報告するものとする。なお、原因が不明であるときには調査中とし、判明後速やかに報告するものとする。

(4) 別紙様式の記載方法

ア 事故の種類欄には、1 爆発、2 火災、3 可燃性ガスの流出、4 有毒性ガスの流出、5 危険物の流出、6 危険物の漏洩、7 破裂、8 毒劇物の流出、9 その他と記入する。

イ 事故の場所欄には、地区名、県、市、町、地番を記入すること。

ウ 事業所の名称は〇〇株式会社 〇〇工場のように所在地を示す工場名までを記入すること。

エ 事業所の業態及び特定事業所の別の欄には、火災報告取扱要領による業態別分類表の業務名目（車両、船舶、又は航空機にあっては、同要領の使用目的別分類）と第1種事業所又は第2種事業所の別を記入すること。

オ 製造、取扱い、貯蔵品の欄には、当該事故にかかる施設又は設備に保有されていた製品等の名称（化学名又は慣用名）を記入すること。

カ 事故発生時刻の欄には、事故発生推定時刻を記入すること。

キ 通報時刻の欄には、市町村長等に通報があった時刻を記入する。

ク 通報方法の欄には、市町村長等が覚知した方法を火災報告取扱要領の分類により記入し、あわせて通報元も記入すること。

ケ 発災装置等の欄には、施設区域名及び事故が発生した装置、設備等名を記入すること。

コ 設備等の規模の欄には、容量、直径、高さ、温度及び圧力を記入すること。

サ 鎮火又は処理終了時刻の欄には、火災等の鎮圧時刻又は流出若しくは漏洩等の処理終了時刻又は災害のおそれなくなった時刻を記入すること。

シ 拡大の状況の欄には、当該事故が発生した装置、設備等のみに止まった場合はA、当該施設地区にまで及んだ場合にはB、他の施設地区にまで及んだ場合はC、住居、

学校、病院等に及んだ場合はD、当該施設には被害はないが流出又は漏洩により他の離れた場所で被害があった場合はE、その他の場合はFと記入すること。なおFの場合はその状況を記入すること。

ス 流出等の量の欄には、石油等の流出量、漏洩の量を記入すること。

セ 死傷者の欄には、当該事故による死者及び入院手当を要した負傷者数（原因別）を記入すること。

ソ 被害面積の欄には、被害のあった面積又は距離を記入すること。

タ 損害額の欄には、事故により直接被害を受けた設備、建築物、工作物等の損害額、消火活動の費用、患者応急措置費等の合計を記入すること。

チ 原因の欄には、当該事故の発生した直接原因を記入すること。

ツ 事故に至る経過の欄には、いつ、誰が、どこで、どのような作業をしていたときに、どうなって事故になったかを記入すること。石油等の漏洩、出水、地震等のような場合は発災等の時刻における汚染、浸水、倒壊等の状況を記入すること。

テ 防災活動の欄には、現地防災本部の設置状況、使用した防災資機材、その他の資機材の種類、台数（隻数）、量を含めて消防機関等、自衛防災組織及び共同防災組織の活動状況を記入すること。

ト その他の欄には、当該事故により行政に反映させるべき特記事項を記入すること。

(5) その他

事故発生市町村において調査書等を作成した場合は、防災本部に送付すること。

7 予警報等の定義

(1) 特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

イ 熊本地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。八代市の基準は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壌雨量指数 184 以上。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。八代市の基準は次のとおり。 ・流域雨量指数基準 深水川流域=10.2, 中谷川流域=8, 油谷川流域=10.1, 百済木川流域=11.9, 氷川流域=25.2, 水無川流域=14.6, 河俣川流域=17.9, 小浦川流域=12.3, 二見川流域=9.2, 下大野川流域=9.5, 大鞘川流域=14.3, 鏡川流域=5.2, 流藻川流域=8.2 ・複合基準 球磨川流域= (14, 58.3) , 百済木川流域= (16, 9.6) , 大鞘川流域= (12, 11) ・指定河川洪水予報による基準 球磨川〔萩原・大野〕 ※〇〇川流域=15 は、〇〇川流域の流域雨量指数 15 以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

種 類		発 表 基 準
警 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12時間の降雪の深さが平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。雪を伴い、平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。八代市の海岸線の潮位が標高3.0m以上になると予想される時。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。有義波高が八代市で2.5m以上になると予想される時。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 表面雨量指数 15 以上又は土壌雨量指数 112 以上。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・流域雨量指数基準 深水川流域=7.6、中谷川流域=6.4、油谷川流域=8、百済木川流域=9.5、氷川流域=20.1、水無川流域=11.6、河俣川流域=14.3、小浦川流域=9.8、二見川流域=7.3、下大野川流域=7.6、大鞆川流域=11.4、鏡川流域=4.1、流藻川流域=6.5 ・複合基準 球磨川流域= (13, 52.5), 百済木川流域= (7, 8.6), 二見川流域= (7, 7.3), 大鞆川流域= (7, 6.8), 鏡川流域= (7, 4.1) ・指定河川洪水予報による基準 球磨川 [萩原・大野] ※○○川流域=12は、○○川流域の流域雨量指数 12 以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12時間の降雪の深さが平地3cm以上、山地5cm以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速10m/s以上になると予想される場合。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い平均風速10m/s以上になると予想される場合。
報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。八代市の海岸線の潮位が標高2.5m以上になると予想される時。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。有義波高が八代市で1.5m以上になると予想される時。

種 類	発 表 基 準
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。濃霧によって視程が陸上で 100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。実効湿度が 65%以下で最小湿度が 40%以下になると予想される場合。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。積雪の深さ 100 cm以上で、1. 気温 3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが 30 cm以上 のいずれかが予想される場合。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温 3℃以下になると予想される場合。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。冬期：平地で最低気温が-5℃以下になると予想される場合。夏期：日平均気温が平年より 4℃以上低い日が 3日続いたあと、さらに 2日以上続くと予想される場合。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

(注1) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生危険度を示す指標です。土壌雨量指数基準は、1 km格子毎に値を設定していますが、イ表の大雨警報、注意報に記載している値は、八代市における最低値です。1 km格子毎の基準は気象庁ホームページに掲載しています。

基準値表 URL https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kumamoto/dosha_kumamoto.csv

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標です。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水の危険度を監視することが可能です。

(イ) 発表の基準値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。

(ロ) 特別警報、警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

(ハ) 特別警報、警報、注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。

(い つ) 警戒又は注意すべき期間……具体的に示す

(どこで) 警戒又は注意すべき地域……現象の中心になると予想される地域

(何 が) 警戒又は注意すべき気象現象等……量的な予想値の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。

ロ 特別警報・警報・注意報の地域細分発表

警戒または、注意を要する区域を指定して特別警報、警報、注意報を発表する場合の細分区域は次の「熊本県予報区域細分図」のとおりである。

熊本県内の細分区域等の名称は次のとおりである。



	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市 町 村 等
熊 本 県	熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
		荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
		熊本市	熊本市
		上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
		宇城八代	八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町
	阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
	天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
		芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
	球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ① 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- ② 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報、警報、注意報を補完するための補完的情報。
- ③ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で

発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

注) 1. 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

津波予報区

全国には66の津波予報区があり、熊本県は熊本県天草灘沿岸及び有明・八代海に属する。

津波予報区	区 域
有明・八代海	福岡県（有明海沿岸に限る。）、佐賀県（有明海沿岸に限る。）、長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。）、熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。)
熊本県天草灘沿岸	熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。)

(4) 津波情報

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（※注））の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

【津波警報等の発表】

大津波警報・津波警報・津波注意報

平成25年 3月 7日 13時08分気象庁発表

*****見出し*****

大津波警報・津波警報を発表しました。

ただちに避難してください。

○○○○沿岸、○○○○地方

*****本文*****

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<大津波警報>

\$*○○県

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波警報>

*○○県、○○○○地方

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

○○○○地方

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます。

○○県

*****解説*****

<大津波警報>

大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波警報>

津波による被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

*****震源要素の速報*****

[震源、規模]

7日13時05分頃地震がありました。
震源地は、日向灘（北緯32.0度、東経132.0度、宮崎の東60km
付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は7.6と推定されます。

【津波警報から津波注意報に切替え及び一部の津波予報区について解除】

津波注意報
平成25年 3月 7日14時08分気象庁発表
*****見出し*****
津波注意報に切り替えました。
*****本文*****
大津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。
<大津波警報から津波注意報への切り替え>
○○地方
津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。
<津波警報から津波注意報への切り替え>
○○○○地方
津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。
○○○○地方
今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。
*****発表状況*****
現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです。
<津波注意報>
○○○○沿岸、○○○○地方
*****解説*****
<津波注意報>
海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないよ
うにしてください。
<津波予報（若干の海面変動）>
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。
*****震源要素の速報*****
[震源、規模]
7日13時05分頃地震がありました。
震源地は、日向灘（北緯32.0度、東経132.0度、宮崎の東60km付近）で、震源の深さは約

10 km、地震の規模（マグニチュード）は7.6と推定されます。

【津波警報及び注意報を解除】

津波警報・津波注意報

平成25年3月17日15時29分気象庁発表

*****見出し*****

津波警報を解除しました。

*****本文*****

津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。

〇〇〇〇県

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。

〇〇〇〇地方

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。

*****発表状況*****

現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸はありません。

*****解説*****

<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

*****震源要素の速報*****

[震源、規模]

17日06時57分頃地震がありました。

震源地は、東海道沖（北緯33.2度、東経137.1度、潮岬の東130 km付近）で、震源の深さは約10 km、地震の規模（マグニチュード）は7.3と推定されます。

イ 津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

平成23年3月11日14時49分気象庁発表

[津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名 第1波の到達予想時刻 予想される津波の最大波の高さ

<大津波警報>

\$ 岩手県

津波到達中と推測

巨大

\$ 宮城県	11日15時00分	巨大
\$ 福島県	11日15時10分	巨大
<津波警報>		
北海道太平洋沿岸中部	11日15時30分	高い
千葉県九十九里・外房	11日15時20分	高い
…		
<津波注意報>		
北海道太平洋沿岸東部	11日15時30分	
北海道太平洋沿岸西部	11日15時40分	
青森県日本海沿岸	11日16時10分	
…		
<p>警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。到達予想時刻は、予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかることがありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。</p> <p>詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください。</p>		
[震源、規模]		
<p>きょう11日14時46分頃地震がありました。</p> <p>震源地は、三陸沖（北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は8を超える巨大地震と推定されます。</p>		

ロ 津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）

津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）		
平成25年3月11日14時50分気象庁発表		
[各地の満潮時刻・津波到達予想時刻]		
津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です。		
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻は次のとおりです。		
予報区名・地点名	満潮時刻	第1波の到達予想時刻
<大津波警報>		
岩手県（津波到達が最も早い場所）		津波到達中と推測
宮古	11日19時43分頃	11日15時20分
大船渡	11日19時46分頃	11日15時10分

...		
宮城県（津波到達が最も早い場所）		11日15時00分
石巻市鮎川	11日19時54分頃	11日15時10分
仙台港	11日19時55分頃	11日15時40分
...		
<津波警報>		
北海道太平洋沿岸中部（津波到達が最も早い場所）		11日15時30分
浦河	11日19時31分頃	11日15時40分
十勝港	11日19時24分頃	11日15時50分
えりも町庶野	11日19時36分頃	11日15時40分
...		
<津波注意報>		
北海道太平洋沿岸東部（津波到達が最も早い場所）		11日15時30分
釧路	11日19時27分頃	11日15時40分
根室市花咲	11日19時28分頃	11日15時50分
...		
[現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸]		
<大津波警報>		
○○○○県		
<津波警報>		
○○○○県、○○○○沿岸		
<津波注意報>		
○○○○沿岸東部、○○○○県外海		
津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です。		
***** 震源要素の速報 *****		
[震源、規模]		
きょう11日14時46分頃地震がありました。		
震源地は、三陸沖（北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は8を超える巨大地震と推定されます。		

ハ 津波情報（津波観測に関する情報）

津波情報（津波観測に関する情報）
平成23年3月11日15時01分気象庁発表
[各地の検潮所で観測した津波の観測値]

11日15時00分現在の、津波の観測値をお知らせします。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。

+印は現在潮位が上昇中であることを表します。

〇〇〇〇

第1波到達時刻 # 11日14時48分 押し

これまでの最大波 # 観測中

...

津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達しているおそれがあります。

今後、津波の高さは更に高くなることも考えられます。

[現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸]

<大津波警報>

〇〇〇〇県

<津波警報>

〇〇〇〇沿岸

<津波注意報>

〇〇〇〇沿岸東部、〇〇〇〇県

これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください

[震源、規模]

きょう11日14時46分頃地震がありました。

震源地は、三陸沖（北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は8.9と推定されます。

二 津波情報（津波に関するその他の情報）

若干の海面変動の可能性のある地震が発生した場合

津波情報（津波に関するその他の情報）

平成25年3月7日02時58分気象庁発表

*****見出し*****

津波予報（若干の海面変動）をお知らせします。

*****本文*****

若干の海面変動が予想される沿岸は次のとおりです。

<津波予報（若干の海面変動）>

〇〇〇〇地方

これらの沿岸では今後2, 3時間程度は若干の海面変動が継続する可能性が高いと考えられます。

*****解説*****

<津波予報(若干の海面変動)>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

*****震源要素の速報*****

[震源、規模]

07日02時51分ころ地震がありました。

震源地は、台湾付近(北緯24.1度、東経122.3度)で、震源の深さは約30km、地震の規模(マグニチュード)は6.5と推定されます。

ホ 津波情報(沖合の津波観測に関する情報)

津波情報(沖合の津波観測に関する情報)

平成23年3月11日15時14分気象庁発表

高い津波を沖合で観測しました。

〇〇〇〇沖、〇〇〇〇沖90km

[沖合で観測した津波の観測値]

11日15時10分現在、沖合の観測値は次のとおりです。

#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。

+印は現在潮位が上昇中であることを表します。

沖合での観測値であり、沿岸では津波はさらに高くなります。

〇〇〇〇沖

第1波観測時刻	11日14時51分	押し
これまでの最大波	11日14時52分	1.0m

〇〇〇〇沖

第1波観測時刻	11日14時50分	引き
これまでの最大波	#11日15時10分	4.1m

...

[沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ]

沿岸での津波到達時刻および津波の高さは以下のとおりと推定されます。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。

早いところでは、既に津波が到達していると推定されます。

〇〇〇〇沿岸

第1波の推定到達時刻 11日14時56分
これまでの最大波の推定到達時刻 11日14時57分
推定される津波の高さ \$ # 5 m

〇〇〇〇県

第1波の推定到達時刻 11日14時55分
これまでの最大波の推定到達時刻 # 11日15時15分
推定される津波の高さ \$ # 10 m超

...

[震源、規模]

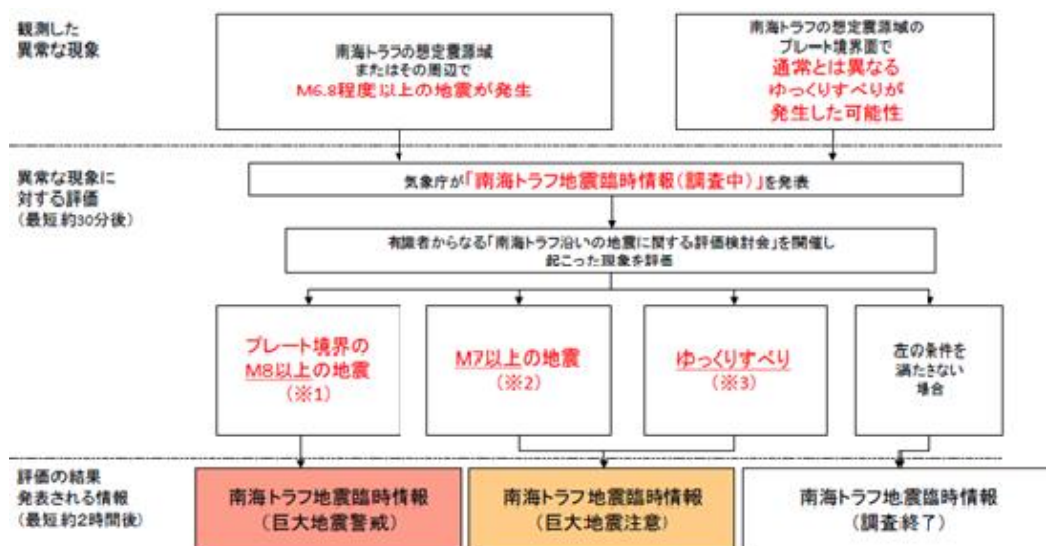
きょう11日14時46分頃地震がありました。

震源地は、三陸沖（北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は8.9と推定されます。

(6) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(7) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域を対象に発表する。

(8) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。基準は噴火警戒レベルによる。

(9) 噴火予報

福岡管区気象台が、警報の解除を行う場合等に発表する。

(10) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。
- ・発生した噴火により降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。
- ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

気象庁ホームページ（降灰予報のページ）

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html

(11) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(12) 火山現象に関する情報

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、福岡管区気象台が発表する。なお、その情報の種類は次のとおり

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を火山の状況に関する解説情報で速やかにお知らせする。普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。

ウ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

エ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

阿蘇山の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,700年前:溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 約3,300年前:溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約3,400年前:溶岩流が杵島岳から約6kmまで到達 約4,800年前:溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降:溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)
	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口いか範囲居住火口周辺までの	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される 【過去事例】 1958年6月:火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達 火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口閉塞等により噴石飛散が予想される 【噴石飛散の過去事例】 1979年9月:噴石が泰一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月:噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月:噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散
火口での火口少し離れた所	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山者は火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 1977年7月:噴石が第一火口から約800mまで飛散 1957年12月:噴石が第一火口から約700mまで飛散 1953年4月:噴石が第一火口から約800mまで飛散 小噴火の発生が予想される 【過去事例】 2005年4月、2004年1月、2003年7月:ごく小規模噴火
火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル1～3は中岳第一から第七火口及び砂千里ヶ浜で発生する噴火を想定している。これ以外の場所で発生する噴火については、今後ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

(13) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちに、これを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(14) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(15) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準

白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同で行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系洪水予報の種類は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき。
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に上昇が見込まれるとき。
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。

(16) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川、海岸または湖沼について、洪水または高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長および熊本河川国道事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(17) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されたときは、緊急安全確保の発令について検討を行うと共に、避難指示の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する。

8 収容病院及び診療所一覧表、救急車現有台数

(1) 収容病院又は診療所一覧表

施設名	所在地	収容人員	備考
熊本総合病院	八代市通町10-10	3(20)	()内はベッド外収容
熊本労災病院	八代市竹原町1670	5(50)	
その他	八代市内一円	30(100)	
八代市内及び 熊本市内			

(2) 救急車の現有台数

機関名		台数	備考
八代広域消防本部	八代消防署	3台	※うち非常用救急車2台を含む。
	新開分署	1台	
	日奈久分署	1台	
	坂本分署	1台	
	鏡消防署	2台	
	泉分署	1台	
	氷川分署	1台	
	計	10台	
八代市医師会		2台	熊本労災病院 1
			熊本総合病院 1
日赤県支部	熊本赤十字病院	3台	
合計		16台	

9 避難所、避難経路及び避難対象区域等

(1) 避難場所

区 分		収 容 人 員	構 造
第一避難場所	郡 築 小 学 校	6 3 6 人	鉄 筋 校 舎
	第 七 中 学 校	8 5 8 人	〃
	郡 築 コミュニティセンター	2 0 0 人	〃
第二避難場所	松 高 小 学 校	9 6 4 人	〃
	八 代 高 校	1, 8 0 0 人	〃
	松 高 コミュニティセンター	2 0 0 人	〃

(2) 避難経路

大島地区住民（88戸）は、南側堤防（巾 3.50m、長さ 1,500m：車の通行は禁止されている）から大島樋門を通りヤマハ熊本プロダクツ(株)へ避難する。（別図 1 参照）

(3) 避難誘導方法

ア 事故発生時において住民に対し、的確に避難のための指示を行う。

イ 避難者に対しては人命の安全を第 1 義とし、安全な避難が行われるよう所持品は必要最小限度にとどめるよう指導するとともに、子供、病人、老人等保護を要する者の安全に特に配慮する。

ウ 避難時の混乱の防止及び円滑な避難誘導の実施等のため、関係機関と相互に連絡し協力する。

(4) 住民への伝達方法

避難指示の伝達は最も迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

ア あらかじめ定められた伝達、組織を通じ関係者から直接口頭及びマイク（拡声装置）等により伝達周知する。

イ サイレン及び警鐘による伝達周知

ウ 広報車による伝達周知

エ 放送及び電話等による伝達周知

○各町内市政協力員

各町内市政協力員は、防災による指令を受けた場合、町内住民に的確かつ迅速に伝達すること。

○伝達組織

各町内（大島町、郡築1～12番町）市政協力員

R5.2.6 現在

担当町名	氏名
大島町	片岡 浩一
郡築1番町1	杉島 勇二
郡築1番町2	武原 正美
郡築2番町	黒田 仁志
郡築3番町	上原 健治
郡築4番町	上村 和廣
郡築5番町	釜賀 博之
郡築6番町	楠本 清貴
郡築7番町	中野 久
郡築8番町	白石 勝敏
郡築9番町	松村 砂夫
郡築10番町	福田 良一
郡築11番町	押方 光洋
郡築12番町	水田 典三

(5) 避難対象区域

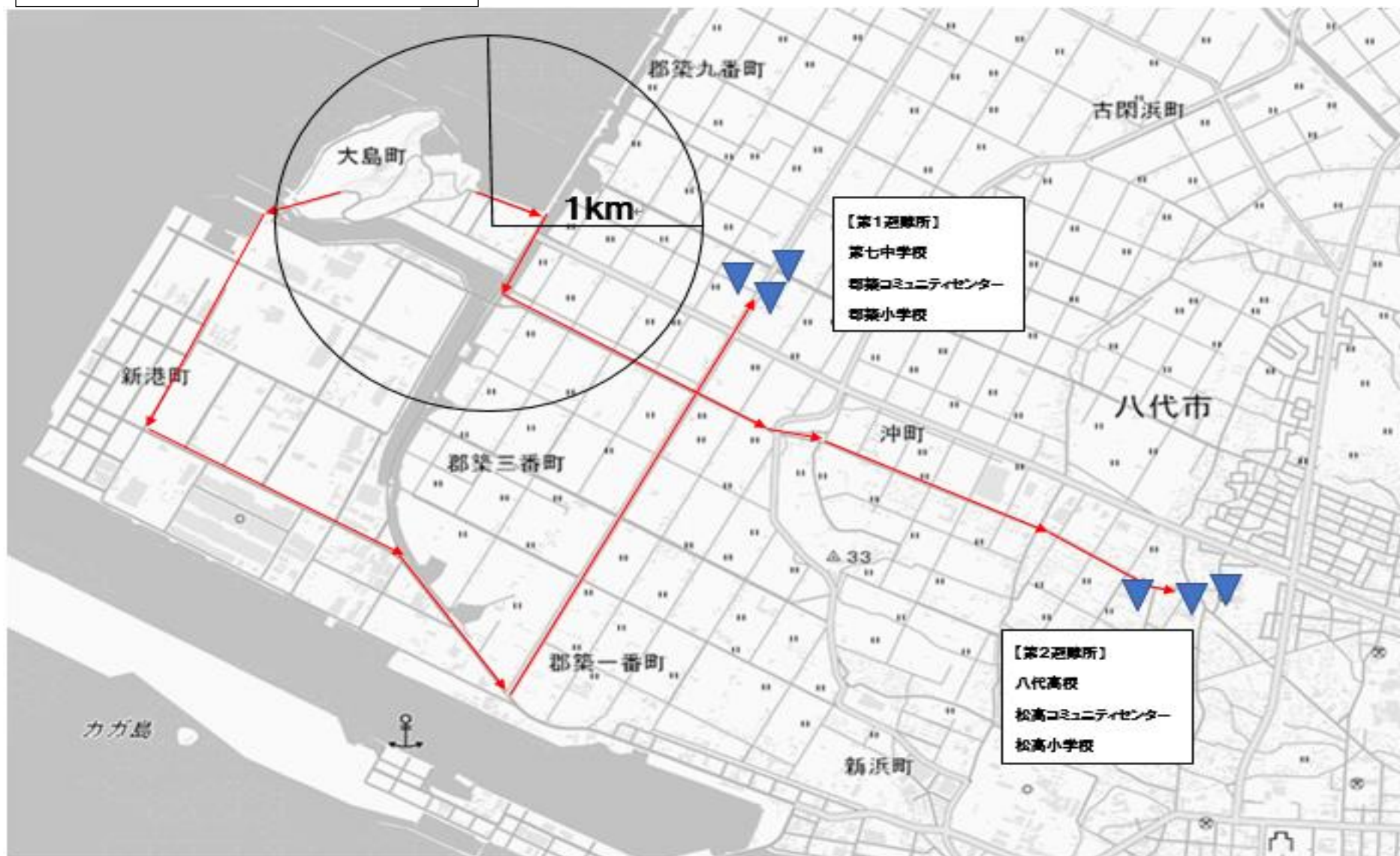
R5.2.1 現在

町名	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)
大島町	83	75	84	159
郡築1番町	751	686	742	1,428
郡築2番町	151	161	195	356
郡築3番町	185	161	232	393
郡築4番町	160	119	184	303
郡築5番町	102	116	113	229
郡築6番町	78	70	108	178
郡築7番町	126	109	155	264
郡築8番町	75	77	101	178
郡築9番町	135	100	159	259
郡築10番町	180	103	207	310
郡築11番町	173	113	242	355
郡築12番町	316	192	399	591
計	2515	2082	2921	5003

別図1 避難所及び避難経路

国土地理院HP (<https://maps.gsi.go.jp/#14/32.530786/130.582123/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k0i0u0t0z0r0s0m0f1>)

をもとに八代市危機管理課作成



10 交通規制表

番号	規制種別	道路名	区間(場所)	距離(m)	交通規制	時間	備考
1	通行止	臨港道路	八代市港町工業団地入口交差点から 八代市大島町大島石油基地入口まで	2650	車両 歩行者	緊急時	A 警察官1人 B 警察官1人
2	通行止	県道 大牟田大榎八代港線	八代市港町工業団地入口交差点から 八代市郡築11番町 八協連まで	5000	車両 歩行者	緊急時	C 警察官1人
3	通行止	市道	八代市高島町キャプテンガンバから 八代市郡築5番町 中畑木工所まで	1900	車両 歩行者	緊急時	D 警察官1人
4	通行止	一般県道八代港線	八代市沖町 (株)コマダから 八代市高島町大島石油基地入口まで	2000	車両 歩行者	緊急時	E 警察官2人 F 警察官1人
5	通行止	県道7番永碓線	八代市郡築7番町 上田商店から 八代市郡築7番町 木下方まで	1400	車両 歩行者	緊急時	G 警察官1人
6	通行止	県道郡築横手線	八代市郡築11番町 八協連から 八代市郡築12番町 森本方まで	1500	車両 歩行者	緊急時	H 警察官1人

交通規制図

国土地理院 HP (<https://maps.gsi.go.jp/#14/32.530786/130.582123/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)

をもとに八代市危機管理課作成



11 八代地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月法律第84号）第22条の規定に基づき、八代地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の防災に関し、共同で、協議・研究等を行い、もって特別防災区域内の災害の発生又は拡大防止を図ることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 本会は、特別防災区域内に所在する特定事業所及び本会の趣旨に賛同する、その他の事業所を代表する者で組織する。

(名 称)

第 3 条 本会は、八代地区石油コンビナート等特別防災区域協議会と称する。

(事 務 局)

第 4 条 本会の事務局は、防災センター内に置く。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 5 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 特別防災区域の災害発生、又は拡大の防止に関する自主基準の作成。
- (2) 災害の発生、又は拡大の防止に関する技術の共同研究。
- (3) 本会に所属する事業所に係る職員に対する災害の発生、又は拡大の防止に関する教育の共同実施。
- (4) 共同防災訓練の実施。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 6 条 本会には、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
理 事	若干名
監 事	1 名

(役員を選出)

第 7 条 理事及び監事は、会員のうちから総会で選出する。

- 2 会長及び副会長は、理事会で互選する。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代行する。

3 理事は、会長・副会長とともに本会の運営及び業務の推進に当たる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会の運営を有効かつ円滑に推進するため、顧問を置く。

2 顧問は、会長が必要とされると認める場合には、関係官庁に委嘱するものとする。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の業務に関し指導及び助言を行う。

第4章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長がこれを招集し、会議の議長は会長をもってこれに充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に参加させることができる。

(総会)

第12条 総会は、理事会の議決により年1回以上構成員の過半数以上の出席をもって開き、次の事項を協議する。

(1) 事業の計画及び運営に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 会則に関すること。

(4) その他必要な事項。

2 総会における議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長・副会長及び理事で構成し、必要に応じて3分の2以上の出席をもって開き、次の事項を協議する。

(1) 総会において委任された事項。

(2) 総会等に提出すべき事項。

(3) その他必要な事項。

2 理事会における議決は、出席者の3分の2以上でこれを決する。

第5章 部会

(専門部会)

第14条 本会に、専門的な調査研究等を行うため専門部会を設けることができる。

2 専門部会の設置及び構成については、理事会で決定する。

第6章 会計及び会費

(会 計)

第15条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(会 費)

第16条 本会の会員は、総会で決定した会費を負担するものとする。

第 7 章 雑 則

(施行の細目)

第17条 本会の運営、その他この会則に関し必要な細目は、別に定めることができる。

附 則

第1条 この会則は、昭和56年4月1日から施行する。

会 員 名 簿 (アイウエオ順)

事業所名及び所在地

(株)サンエストラテック	八代市大島町5069-11
(株)ニヤクコーポレーション九州支店八代事業所	〃 5055
(株)M i s u m i 八代支店	〃 5059
ジャパンオイルネットワーク(株)八代油槽所	〃 5057
E N E O S グローブエナジー(株)八代営業所	〃 5068
東西オイルターミナル(株)八代油槽所	〃 5058
上野輸送(株)八代営業所	〃 5057
松藤商事(株)八代事業所	〃 5069-11
まるしん運送(株)八代営業所	〃 5055
(有)仁徳海運八代石油基地営業所	〃 5062-9
松木運輸(株)危険物倉庫	〃 5053

12 自衛隊災害派遣要領

(1) 災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

- ア. 知事
- イ. 第十管区海上保安本部長
- ウ. 熊本空港事務所長

(2) 災害派遣要請の基準

災害派遣を要請するにあたっては、特に公共性、緊急性、非代替性について留意するものとする。

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

イ 緊急性

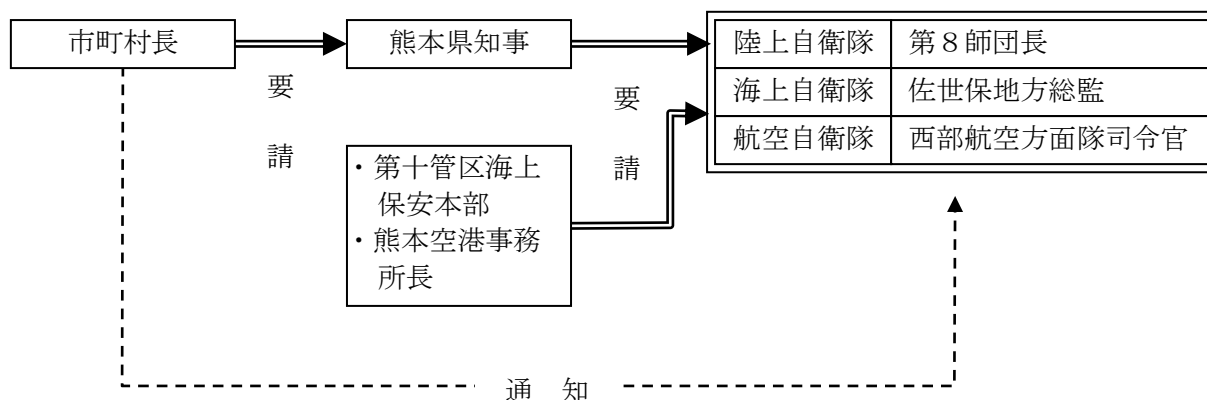
さし迫った必要があること。

ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(3) 災害派遣要請先

知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、入手した情報（知事にあつては市町村長からの要求を含む）等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性の有無を判断し、要請する場合は、指定部隊等の長に要請するものとする。



(4) 災害派遣要請に含める事項

知事等が自衛隊に対し、災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

(5) 災害派遣の要請手段

- ア. 知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXによることができる。
- イ. 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

(6) 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- ア. 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- イ. 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火活動
- ウ. 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- エ. 救援物資の輸送：車両及びヘリコプターによる物資の輸送
- オ. 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- カ. 医療、防疫：救急救護、防疫
- キ. 給水活動：水タンク車、水トレーラによる給水活動
- ク. 炊飯活動：炊事車による給食（温食）
- ケ. 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設
- コ. 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外において、応急風呂の開設による入浴

(7) 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

機 関	連絡窓口	電 話 番 号
陸上自衛隊 第8師団司令部	第3部防衛班	096-343-3141 内線 3260
	師団運用室	夜間 内線 3299
海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部 第3幕僚室	0956-23-7111 内線 3257
	運用作業室	夜間 内線 3222
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	防衛部運用2班	092-581-4031 内線 2348
	SOC当直	夜間 内線 2203
熊 本 県 庁	危機管理防災課	096-333-2115
熊本空港事務所	航空管制情報官	096-232-2854
第十管区海上保安本部 熊本海上保安部	警備救難課	0964-52-4999

(8) 各自衛隊の担任区分

自衛隊別		担任地域
陸上自衛隊 第8師団	第42即応 機動連隊	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市 宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、 鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡
西部方面 特科隊	西部方面 特科連隊	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡、球磨郡
	第5地対艦 ミサイル連隊	天草市、上天草市、天草郡
海上自衛隊佐世保地方隊		熊本県全域
航空自衛隊西部航空方面隊		熊本県全域

(9) 派遣部隊等に対する処置

自衛隊派遣に対し、受け入れ市町村は、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置するものとする。

- ア. 派遣部隊の宿泊施設または、野営施設の便宜を与えること。
- イ. 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については、別途依頼すること。
- ウ. 自衛隊の作業に対し、関係市町村当局及び地域住民は積極的に協力すること。
- エ. 災害地における作業に関しては、市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。
- オ. 連絡幹部等の受入れにあたっては、災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。
- カ. 人命救助活動については、自治体が一元的な調整及び統制を行う。

(10) 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については、次のとおりとする。

- ア. 災害救助または、復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き、市町村において準備することとする。
- イ. 災害救助または復旧作業等に使用する材料および消耗品類は、すべて受入市町村において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料および消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料および消耗品類はすべて受け入れ市町村に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて受け入れ市町村において、でき得る限り返品または弁償しなければならないこと。

(11) ヘリコプター発着場の設置基準

人命の救出または、救援物資の空輸を円滑に実施するためのヘリコプター発着場の設置基準は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 地表面は、平坦でよく整理されていること。
- イ. 回転翼の回転によって砂塵等が上がらないような場所を選定すること。
- ウ. ヘリコプターの進入区域50メートル以内に高さ5メートル以上の障害物がないこと。

エ. 発着場の所要地積

機 種	昼 間	夜 間
小型ヘリコプター (2人乗)	直 径 30 m	直 径 45 m
中型ヘリコプター (10人乗)	直 径 50 m	直 径 75 m
大型ヘリコプター (20人乗)	50 m × 75 m	75 m × 100 m
” (40人乗)	100 m × 100 m	100 m × 100 m

(12) 地上と航空機との交信

災害派遣時に通信が途絶した状況下において、航空機と地上との交信は次によるものとする。

ア. 地上から航空機に対する信号の種類

標旗又はライトガン(強力ライト)の区分	要 望 事 項
青旗又はライトガン(強力ライト)青	航空機は、着陸又は隊員を降下せよ
赤旗又はライトガン(強力ライト)赤	航空機は、着陸の必要はない

地上からの信号には、1辺1mの正方形の布又はライトガン(強力ライト)を使用し、着陸地点近傍で上空の航空機から識別容易な場所及び角度で大きく振る。また、ライトガン(強力ライト)を使用する場合は、航空機に向かってライトを照射するものとする。

イ. 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	信 号 (内 容)
了 解	機体を左右交互に傾斜させるか又は着陸灯の点灯(10秒以上)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける。)又は着陸灯の点滅(約1秒を数回)

ウ. 航空機から地上に対する信号

航空機は、地上から識別可能なように機体信号及び着陸灯を点灯するものとする。

区 分	航 空 機 の 行 動
航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下する。	航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下したい地点の上空で旋回を繰り返す又は着陸灯を点灯し、旋回を繰り返す

エ. 航空機に対する着陸の要求

航空機を着陸させる場合は、着陸地点の飛散物等を除去し、直径約10mのHを標示するものとする。

(13)経費の負担区分等

ア. 派遣部隊が、活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当該部隊の活動した地域の市町村の負担とする。ただし、2以上の地域にわたって活動した場合の経費の負担割合は、関係市町村が協議して決めるものとする。

(ア) 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費および当該電話による通話料金等

(イ) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料および水道料金

(ウ) 宿泊施設の汚物の処理料金

(エ) 活動のため現地で調達した資材等の費用

イ. その他

その他必要な事項については、知事等が派遣命令権者と協議して定めるものとする。

13 市町村及び消防機関における相互応援協定

熊本県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、熊本県（以下「県」という。）の市町村、消防の一部事務組合並びに消防を含む一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を軽減することを目的とする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「受援側」という。）の長又は消防長が、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により、複数の応援側の長又は消防長に応援要請をする必要がある場合は、県知事を通じて行うものとする。

2 前項の応援要請は、電話等により次に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材
- (3) 集結場所、応援活動内容及び連絡担当者
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第3条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防活動上支障のない範囲で、応援活動を行うための消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

2 応援側の長又は消防長は、応援隊の派遣の可否を速やかに受援側の長又は消防長に通報するものとする。ただし、県知事を通じて応援要請があった場合は、別に定める方法により通報するものとする。

(即時応援)

第4条 応援側の長又は消防長は、次に掲げる場合において、第2条に規定する応援要請を待たず、応援隊を派遣することができる。

- (1) 市町村等の境界付近で発生した災害を現認又は受報した場合
- (2) 消防隊が管轄外の区域を移動中に災害を現認した場合
- (3) 災害の規模等により緊急に応援の必要があり、かつ、受援側の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると判断した場合

2 前項の規定により応援隊を派遣した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに受援側の長又は消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、法第47条の規定に基づき、受援側の長又は消防長の指揮の下に活動す

るものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費については、原則として応援側が負担するものとする。ただし、応援隊の活動により発生した損害賠償や損失補償等に係る経費については、応援隊の重大な過失による場合を除き、受援側の負担とする。

2 応援が長期間に及ぶ場合、応援側の車両、資機材等に重大な破損が発生した場合、その他経費負担について疑義を生じた場合は、応援側と受援側が協議のうえ決定するものとする。

(連携強化)

第7条 市町村等は、この協定の効果・効率的な運用を図るため、相互の消防に関する情報の提供に努めるとともに、定期的に総合消防訓練等を行い、連携強化を図るものとする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度市町村等の長が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施に関し常備消防に必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 熊本縣市町村消防相互応援協定(昭和46年4月1日施行)及び救急救助活動に関する消防相互応援協定(昭和61年12月5日施行)は、廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、市町村等の長が記名押印のうえ、熊本県、熊本県市長会、熊本県町村会、熊本県消防協会及び熊本県消防長会に保管を依頼するとともに、各自その写し1通を保有するものとする。

14 日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領

1 派遣基準

災害救助法（昭和 22 年法律 118 号）第 31 条の 2 第 1 項並びに同法第 32 条の規定による委託協定に基づき、日赤救護班の派遣を要請する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害時において、傷病その他災やくを受けた者の救護のため、必要があると認められるとき。
- (2) 災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失い、人命保護のため必要があると認められるとき。

2 救護班派遣要領

(1) 知事等の派遣要請

ア 救護班の派遣要請は、知事が単独または市町村長の要請に基づき、日赤県支部長に要請するものとする。

イ 知事等が救護班派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を申請する事由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び救護班（人員）数
- (エ) 連絡場所、連絡責任者、救護所設置等参考となるべき事項

(2) 知事等の派遣要請を待たない場合の救護班派遣措置

ア 災害救助法第 32 条の規定による委託協定により一知事等の要請を待たないで、救護班の派遣をする場合は、派遣命令権者（支部長）は、その旨をすみやかに知事等に連絡するものとする。

イ 前記アにより連絡を受けた知事等は、直ちにその旨を当該救護班の活動する区域の市町村その他の関係機関に連絡するものとする。

(3) 派遣要請後の変更手続

派遣要請をした後において、派遣期間、人員、地域等を変更しようとする場合の手続きは、前記(1)のイの例によるものとする。

(4) 派遣救護班の撤収要請

知事等は、派遣目的を達した場合、またはその必要がなくなった場合は、派遣要請の要領に準じて、撤収要請を行うものとする。

3 活動内容および派遣能力

(1) 活動内容

日赤救護班は主として、傷病その他災やくを受けた者の救護のため、地域防災機関と緊密に連絡協力して、次に掲げる必要な活動を行うものとする。

ア 医療の活動範囲

(ア) 診察 (イ) 薬剤又は治療材料の支給 (ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容 (オ) 看護

イ 助産の活動範囲

(ア) 分べんの介助 (イ) 分べん前後の処置 (ウ) 衛生材料の支給

ウ 死体処理の活動範囲

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 検案

(2) 派遣能力

ア 災害派遣可能班数及び人員

常備救護班の編成は9個班で班員数は72人である。

イ 救護班の編成

救護班の編成は、第3章「5 日赤熊本県支部の救護班・救護資機材の現況」の(1)救護班の現況のとおりである。

4 経費の負担

救護班が活動に要した経費は原則として無償とする。

但し、災害救助法の適用災害を除く。

15 災害救助法に基づく業務委託契約書

熊本県知事（以下「甲」という。）と日本赤十字社熊本県支部長（以下「乙」という。）との間に災害救助法（以下「法」という。）第32条の規定に基づき、救助又はその応援（以下「業務」という。）の実施に関して次のとおり委託契約を締結する。

第1条 非常災害が発生し、罹災者の医療及び助産並びに死体の処理の必要があるとき、甲は乙に対し、次の各号に掲げる業務を委託する。

1 医療

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び手術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

2 助産

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前・分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 死体の処理

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 検案

第2条 乙は、甲の要請に基づき業務を行うものとし、その期間は、前条第1号に掲げるものにあつては、災害発生の日から14日以内、同条第2号に掲げるものにあつては、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者を対象とし、分べんした日から7日以内、同条第3号に掲げるものにあつては、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、甲が厚生大臣の承認を得て期間を延長した場合はその期間による。

第3条 第1条各号に掲げる業務は、日本赤十字社救護員又は乙の編成する救護班若しくは現地救護班により行うものとする。

2 前項により乙の編成する救護班は、5箇班以上とする。

第4条 乙が甲から委託を受けて行う業務について、甲は、これを推進し、援助するものとする。

第5条 甲は、災害の状況により必要があると認めるときは、第1条の規定にかかわらず、自らその業務を行うことができる。

第6条 甲は、第1条の規定により委託した業務を実施するため、乙が支弁した費用について、法第34条の規定に基づきその費用のための寄付金その他の収入を控除した額を別表に定めるところにより、乙の請求により補償するものとする。

第7条 乙は、前条の規定によって費用を甲に請求するときは、別紙様式による請求書にその支弁費用にかかる証拠書類の写しを添付して提出するものとする。

第8条 この契約の有効期間は、この契約締結の日から1年とする。

2 前項の有効期間が満了する1箇月前までに、この契約に関して甲又は乙のいずれからも別段の意思表示のないときは、この契約と同一の内容をもって更に契約をなしたものとみなす。

第9条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

昭和48年6月27日 契約締結

16 事業所の応援協定

(1) 油槽所等に関する相互援助協定書

八代石油会加入各社（別表1）は、八代地域内における油槽所等に対する災害の防止に関し、つぎのとおり相互援助協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、協定会社の末尾記載の事業所（以下「事業所」という。）のいずれかにおいて、火災、および流出油等の事故（以下「事故」という。）が発生した場合に、協定会社が相互に事故防除活動に積極的に協力することにより事故の拡大を防止し、事故による社会的不安を除去することを目的とする。

（応援要請）

第2条 協定会社のいずれかの事業所において事故が発生した場合、事故発生の際当該協定会社は他の協定会社に対し、つぎの各号に定める事項に関する応援（以下「応援」という。）を要請できるものとし、応援をうけた協定会社はこれに応ずるものとする。

- 1 事故に要する人員の派遣
- 2 事故に要する資機材の提供

（要請内容）

第3条 前条の定めに基づき応援要請を行う協定会社（以下「応援要請会社」という。）は、応援要請にあたってはつぎの事項を明確にしなければならない。

- 1 応援を必要とする事故の概要
- 2 応援を必要とする場所（以下「応援現場」という。）
- 3 応援を必要とする人員および資材
- 4 その他必要な事項

（応援時の通報）

第4条 第2条の定めに基づき応援を行う協定会社（以下「応援会社」という。）は応援にあたってつぎの事項を通報する。

- 1 派遣する従業員の人数およびその責任者の職名及び氏名
- 2 提供する資機材の数量、種類およびその運搬方法
- 3 その他必要事項

（連絡先）

第5条 第2条に定める応援要請および前条に定める応援時の通報は（別表1）に定める連絡先に行うものとする。

（応援の方法）

第6条 応援会社が応援にあたって派遣する人員および提供する資機材の範囲は（別表2）のとおりとする。

(指揮命令)

第7条 応援会社の応援現場への派遣従業員（以下「応援出動員」という。）は、応援現場到着後、直ちに応援要請会社の事業所の責任者に必要事項を報告し、その指揮命令下に入るものとする。ただし事故防除に関する組織が別途設置されている場合は必要に応じ、その指揮命令下に入るものとする。

(応援出動員の労働災害補償)

第8条 (1) 応援現場への往復時および前条の定めに基づく事故防除活動中（以下総称して「応援出動中」という。）に発生した応援出動員の死傷病災害に対する補償については労働者災害補償保険法に基づき応援会社が加入している労働者災害補償保険法に基づき応援会社が加入している労働者災害補償保険の適用を受けるものとする。

(2) 前項に定める保険の適用が受けられない場合または保険給付が十分でない認められる場合の応援出動員に対する補償については、その都度応援会社及び応援要請会社が協議のうえ決定する。（費用の負担）

第9条 応援会社が提供した、応援出動員の人件費、資機材およびその他応援にあたって特に要した費用は応援要請会社の負担とする。

(損害賠償)

第10条 応援出動員が応援出動中にうけた物的損害に対する補償、応援出動中に第三者へ与えた損害に対する補償等については応援会社および応援要請会社が協議のうえ決定する。

(協議事項)

第11条 本協定の定めのない事項および本協定に定める各条項の解釈に疑義が生じた場合ならびに本協定の内容を変更する必要がある場合は協定会社が協議のうえ決定する。

(有効期間)

第12条 (1) 本協定の有効期間は昭和51年9月1日から1年間とし、期間満了1ヶ月前までに協定会社のいずれからも別段の意思表示がない場合はさらに1年間有効とする。その後もこの例による。

(2) 前項の有効期間中でも、協定会社のいずれかが本協定の解約の意思表示をした場合は協定会社が協議のうえ解約できるものとする。

本協定締結の証として本書20通を作成し協定会社及び立会者それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

別表1 八代石油会加入社名及び通報連絡一覧

(令和5年1月31日)

事務所代表者氏名	住 所	電 話
東西オイルターミナル(株)八代油槽所	八代市大島町5058	(37) 0121
ジャパンオイルネットワーク(株)八代油槽所	八代市大島町5057	(37) 0858
(株)M i s u m i 八代支店	八代市大島町5059	(37) 0131
松木運輸(株)危険物倉庫	八代市大島町5053	(37) 1101
八代共同防災センター	八代市大島町5071-2	(37) 2544
(株)ニヤクコーポレーション九州支店八代事業所	八代市大島町5069-1	(37) 0348
松藤商事(株)八代営業所	八代市大島町5069-11	(37) 0018
(有)仁徳海運八代石油基地営業所	八代市大島町5069-2	(37) 0741
まるしん運送(株)八代営業所	八代市大島町5054	(37) 2583
上野輸送(株)八代営業所	八代市大島町5069-12	(37) 2058
(株)サンエストラテック八代営業所	八代市大島町5069-11	(37) 0018

別表2 派遣人員および資機材提供数量一覧

事業所名	派遣 人員	資機材提供数量					
		オイル フェンス	吸着剤	油処理剤	エアホーム 原液	消火ホース ノズル	その他
(株) M i s u m i 八代支店	2名					ホース5本 ノズル2本	
シィハ°ンオイルネットワーク (株) 八代油槽所	3名	B 540M	102kg	450kg	1000L	ホース10本 ノズル2本	土のう 100袋
東西オイルターミナル(株) 八代油槽所	3名	B 1080M	225kg	1000L	1000L	ホース10本 ノズル5本	土のう 500袋
上野輸送(株) 八代営業所	1名						消火器 2本
(株)サンエストラテック 八代営業所	1名						消火器 4本
(株)ニヤクコーポレーション 九州支店八代事業所	4名						消火器 6本
(有) 仁徳海運 八代石油基地営業所	3名	A 80M	1200kg	900L		ホース1本 ノズル2本	消火器 2本
松藤商事(株)八代事業所	2名						消火器 6本
まるしん運送株式会社	1名						消火器 2本
松木運輸(株)危険物倉庫	1名						消火器 2本

(2) 海水油濁処理協力機構長崎・熊本支部 八代分会運営要領

1 目 的

この要領は「海水油濁処理協力機構支部規定」に基づき、平常時においては支部組織の維持管理を図ると共に油濁事故発生時においては、迅速かつ組織的な協力援助活動を行い、被害を最小限に止めるため八代分会（以下「本会」という）の運営要領を定める。

2 支部の設置場所

当支部の事務所は分会長会社内に設置するものとする。

3 組 織

本要領第1条の目的を達成するため本機構の趣旨に賛同する会社を賛助会社として支部に置くことができるものとする。この場合は加盟会社（別表1）の承認を必要とする。

4 役 員

(イ) 本会は次の役員を置く。

会 長 1名

副会長兼会計 1名

(ロ) 役員任期は2年（4月1日より翌々年3月31日迄）とし、選出は原則として輪番とする。

5 会議

本会は、年度初めの定例会議及び必要に応じて臨時会議を会長が招集する。

6 会 計

本会の運営に当たり会費は徴収しないが、何らかの理由で費用が発生する場合は、加盟会社及び賛助会社で適宜分担する。

7 処理資器材の確保

本会は、緊急出動を考慮し、流出油処理資器材を把握しておかねばならない。又、加盟会社は資器材の数量に変更があった場合は速やかに本会へ報告を行うものとする。

8 平常時の業務

会長は、本会の総括として海上防災に関わる業務を積極的に推進する。

9 緊急時の活動

(イ) 会長は、緊急時に援助要請を受けた場合は、別に定める緊急時連絡網により通報し、各社へ所要人員の出動を要請する。

(ロ) 加盟会社は出動通報を受けた場合、速やかに自社の処理資器材を運搬し、現場指揮者の指示に従い、処理作業を行うものとする。

10 経費ならびに求償事務

防除作業に要した経費は、記録系の資料に基づき会長名にて事故発生会社又は援助要請会社へ補償を要求するものとする。

この場合加盟会社個別に求償額を算定し要求するものとする。

附 則

昭和48年4月1日 制定

昭和58年9月1日 改正

平成元年7月1日 改正

別表1

八代支部加盟会社名簿

八代市大島町

ジャパンオイルネットワーク(株)八代油槽所 0965-37-0858

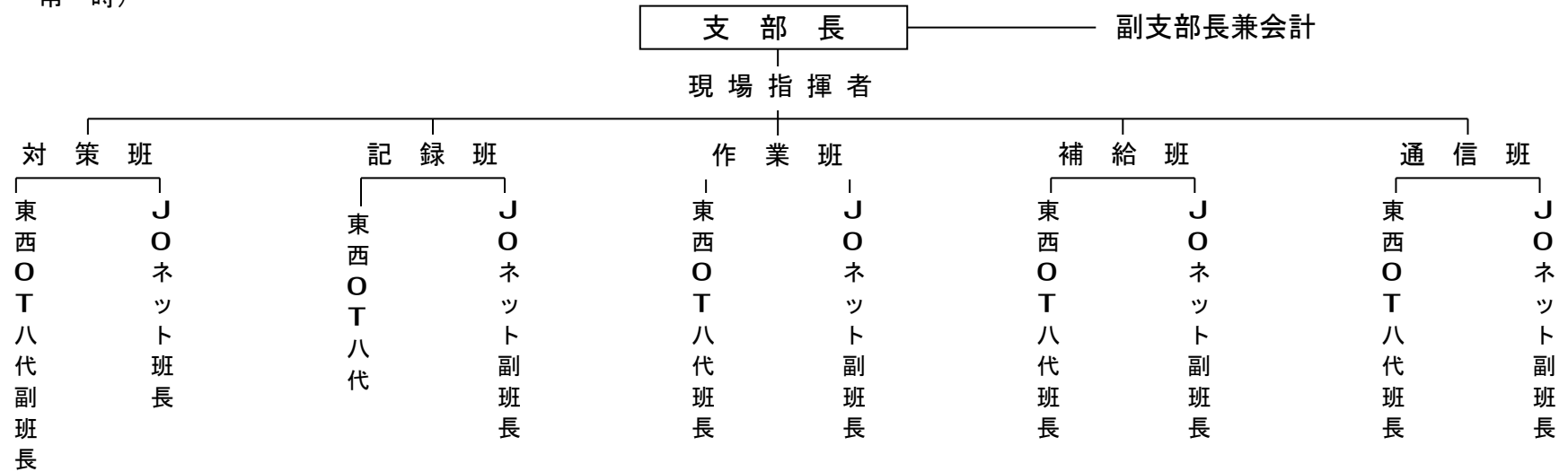
東西オイルターミナル(株)八代油槽所 0965-37-0121

賛助会社

(有)仁徳海運八代石油基地営業所 0965-37-0741

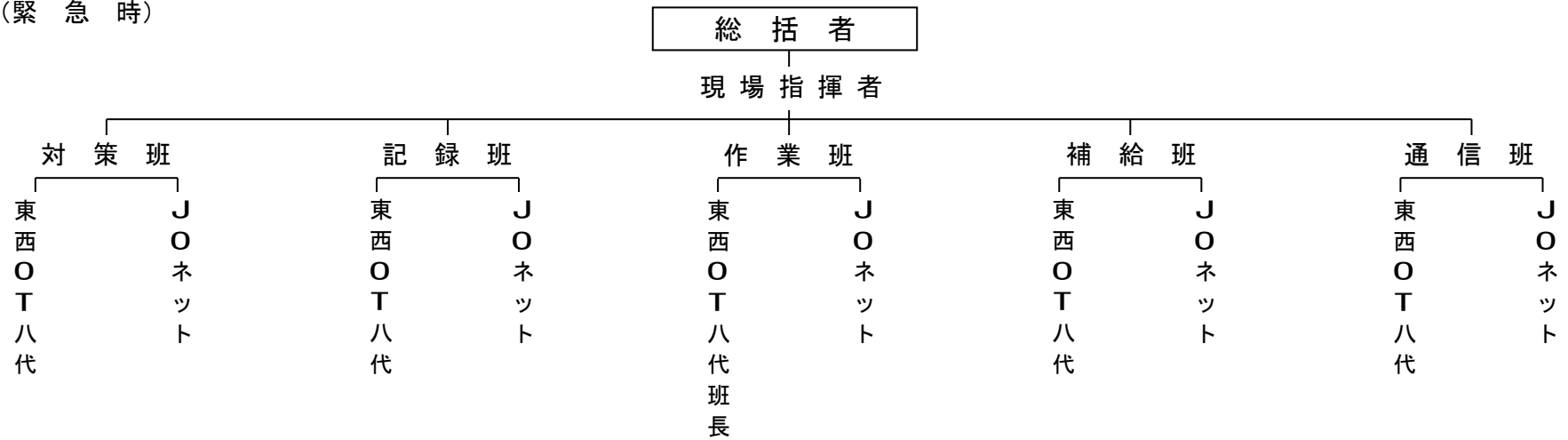
八代支部組織表

(平常時)



143

(緊急時)



別表 2

支部の資器材保有量

資器材名			ジャパンオイルネットワーク	東西オイルターミナル 八代油槽所		
				東西オイルターミナル八代油槽所(A地区)	東西オイルターミナル八代油槽所(B地区)	
オイル フェンス	A	製品名		タイガー TO-A		
		承認 No.		P-537		
		保有量		100m		
	B	製品名	SB-II型	B-OF-7	SO-300E	
		承認 No.	P-232	P-203	P-353	
		保有量	540m	340m	540m	
		製品名		B-OF-11		
		承認 No.		P-394		
	保有量		260m			
	合計	B 540m	A 100m B 600m	B 540m		
油 処 理 剤	製品名	シェル分散剤LT	トホカタスクリーンL-10	ネオAB-3000	ガモールLT	
	承認 No.	P-369	P-424	P-258	P-254	
	保有量	846L	1206L	378L	108L	
	製品名		メルクリーン505	メルクリーン101A	メルクリーン505	
	承認 No.		D-265	D-265	D-265	
	保有量		486L	54L	216L	
	合計	846L	1692L	756L		
油 吸 着 剤	製品名	アタックエス シマットTKN-65-CL	タフネルBL65型	ダイクロスB型	オイルブロッカーBC-65	アタックエスS
	承認 No.	P-396 P-403			P-391	P-409
	保有量	105kg 105kg	305kg	333kg	170kg	105kg
	製品名	カク付バキューマ-KR-65・K-50				
	承認 No.	P-493				
	保有量	43				
合計	210kg	638kg	275kg			
作業 船	船名	ありあけ丸	しらぬい丸 (ミスミと共同)		コスモ丸	
	乗員	5人	6人		6人	

(参 考) 海水油濁処理協力機構地方支部規程

(目 的)

第1条 この規程は「海水油濁処理協力規程」に基づき、海水油濁処理協力機構地方支部の組織およびその権限等を定めることにより、流出油事故発生時において防除活動のための迅速かつ機動的組織的な協力援助活動を行い、もって被害を最小限に止めることを目的とする。

(設 置)

第2条 地方支部は別に定める各地区ごとに設置するものとする。

(組 織)

第3条 地方支部は、支部長または統括者、現場指揮者、対策班、記録班、補給班、通信班および作業班をもって組織する。

2 支部長および統括者は、第4条に定めるものをもってこれにあてる。

3 現場指揮者は第4条に定める支部長会社または統括者会社の流出油処理作業の現場責任者をもってこれにあてる。

4 対策班、記録班、補給班および通信班の構成員は地方支部に加盟している会社より、原則として、正・副各1名ずつの代表者を選任し、これにあてるとともに、支部長の任命したものをもって各班の長とする。

ただし、緊急時は事故発生会社または援助要請会社の代表者を各班の長とする。

5 作業班の構成員は、平常時にあつては支部長会社の作業員ならびに加盟会社の作業員をもって適宜構成しておき、緊急時にあつては統括者において必要な拡充を行うことができるものとする。

(支部長、統括者等)

第4条 各地方支部に最高責任者として支部長を置き、第6条に定める平常時の業務を統括させるものとする。

2 支部長の任期は、原則として最低6ヶ月とし、支部長の変更があつた場合は速やかに本部に届出なければならない。

3 緊急時にあつては事故発生会社または援助要請会社の最高責任者を統括者とし、第7条に定める緊急時活動を統括させるものとする。

(地方支部会議)

第5条 地方支部会議は、定例会議および臨時会議とし、支部長が招集する。

2 会議の構成員は支部長が必要に応じて定めるものとする。

3 定例会議は年1回以上開催する。

4 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(平常時の業務)

第6条 地方支部は、平常時次の業務を行う。

1 支部長は、地方支部会議の開催および防除訓練の総合指揮を行う。

2 現場指揮者は、訓練時に現場指揮を行う。

3 対策班は、各地域の実状に応じた流出油処理対策の計画立案にあたり、作業員ならびに作業船舶の確保・管理にあたる。

4 記録班は、補償機構および事故例の調査研究を行う。

- 5 補給班は、船舶以外の資器材の確保・管理にあたる。
- 6 通信班は、各種通信手段の確保・管理にあたる。
- 7 その他必要な業務を行う。

(緊急時活動)

第7条 地方支部は、海上保安本部または加盟会社から援助要請があった場合には、次の業務を行う。

- 1 統括者は支部長より自動的に緊急時活動に関する一切の権限の委譲を受けるものとする。
- 2 統括者は必要に応じ組織の全部または一部に出動を要請するとともに流出油処理作業に係る総合指揮を行う。
- 3 現場指揮者は、流出油処理作業の現場指揮を行う。
- 4 対策班は、作業員ならびに作業船舶の組織化にあたり、油濁防除のための総合的な対応策を立案する。
- 5 記録班は、後日の報告書作成および求償事務の円滑な推進を図るため事故の継続的な記録をとる。
- 6 補給班は、船舶以外の流出油処理のための資器材の確保・点検にあたる。
- 7 通信班は、必要に応じ情報連絡の媒介となると共に、各種通信手段の確保・整備にあたる。
- 8 その他必要な業務を行う。

(出 動)

第8条 前条第2号に定める出動要請を受けた加盟会社は、直ちに必要な人員、施設、機材等を現場に派遣するものとする。

(資料の交換)

第9条 各班の構成員は、それぞれの業務に係る必要な資料を適時地方支部会議に持寄り、油濁防除体制の整備・充実を図るものとする。

(経費ならびに求償事務)

第10条 防除活動に要した経費は（経費の求償を含む）原則として事故発生会社または援助要請会社が負担するものとする。

(災害補償)

第11条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、または障害となった場合における災害補償については、法律に定めるところにあつてはそれに従い、また法律に定めのない場合、或いは法律に定める範囲を超えるものについては当該被災した職員の所属する会社から事故発生会社または援助要請会社に求償するものとする。

(規程の変更)

第12条 本規程の変更は調整部会で検討し、部会長会議で審議決定するものとする。

17 熊本県排出油等防除協議会会則

(会則制定) 平成12年6月16日
(一部改正) 平成19年7月20日
(一部改正) 平成20年6月25日
(一部改正) 平成21年9月11日
(一部改正) 平成22年7月8日
(一部改正) 平成23年9月8日
(一部改正) 平成25年12月11日
(一部改正) 平成26年11月18日
(一部改正) 平成27年10月20日
(一部改正) 平成28年6月29日
(一部改正) 平成29年7月4日
(一部改正) 平成30年7月12日
(一部改正) 令和元年7月17日
(一部改正) 令和3年7月1日
(一部改正) 令和4年7月26日

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号（以下「海防法」という。）第43条の6の協議会として、熊本県沿岸海域において大量の排出油等の事故が発生した場合の防除活動（以下「排出油等防除」という。）についてその連携を図り、必要な事項の協議を行うとともに、熊本県排出油等防除協議会（以下「協議会」という。）の防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「熊本県排出油等防除協議会」とする。

(業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- ① 排出油等の防除に関する自主基準の作成
- ② 排出油等防除に関する技術の調査及び研究
- ③ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練
- ④ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(会員)

第4条 協議会の会員は、熊本県沿岸海域において排出油等防除に関係ある別紙1に掲げる行政機関及び企業、団体とし、その長又は長の指名する職員が代表する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
会務執行委員	20名以内
会 計 監 事	2名

(役員を選任)

第6条 会長は、熊本海上保安部長をもってあてる。

- 2 副会長、会計監事は、会員の互選により選出し、当該選出された副会長、会計監事がこの任期内に異動があった場合、当該所属機関の後任者に引き継がれるものとする。
- 3 会務執行委員は、関係機関の職員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は協議会を代表して会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 会計監事は、協議会の会計について、監査を行い、その結果を総会に報告する。
- 4 会務執行委員はこの会則で委員会に付託された事項の処理にあたる。

(副会長、委員及び会計監事の任期)

第8条 副会長、会務執行委員及び会計監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 副会長、会務執行委員及び会計監事に欠損を生じたときは、第6条に準じて選任するものとし、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、定期総会、臨時総会及び各委員会（会務執行委員会、技術専門委員会）とし、会長が招集する。

- 2 定期総会は年1回、臨時総会及び各委員会は必要の都度随時開催する。
ただし、会長はやむを得ない事情により、会議を開催することができないときは審議すべき事項等について書面にて会議を諮ることができる。
- 3 会員は代理出席ができるものとし、この場合、会員の委任状を提出するとともに、同代理人に全権委任するものとする。
- 4 会議は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、欠席する機関は議決された議案一切を承認するものとする。
- 6 会計監事は、会長が必要と認めた場合は会務執行委員会に出席するものとする。

(総会)

第10条 総会においては、次の事項を協議決定する。

- ① 業務計画
- ② 会則第1条の目的を達成するために必要な事項
- ③ 会則の改正
- ④ その他会長が必要と認める事項

(会務執行委員会)

第11条 会務執行委員会は、会長、副会長及び会務執行委員会により構成し、次の事項を協議決定する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 会則第3条の業務に関する事項
- ③ 会則に関する疑義及び会則に定められていない事項
- ④ その他会長が必要と認める事項

(技術専門委員会)

第12条 協議会に排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(情報提供及び防除活動)

第13条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 協議会会員である船舶所有者等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
- 3 協議会会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 その他の協議会会員にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(総合調整本部)

第14条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合には、海上保安部又は会長の指定する場所に総合調整本部を設置するものとする。

- 2 参集の要請を受けた会員は、別紙2に掲げる職員を総合調整本部に派遣し、連絡、調整に当らせるものとする。
- 3 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む）、一般財団法人海上災害防止センターの職員その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も参加させるものとする。
- 4 会長は、排出油等の防除の必要が無くなったときは、総合調整本部を解散す

るものとする。

(撤収の通知)

第15条 会長は、第13条の要請により派遣された人員、施設、器材等の必要がなくなったときは、その旨を当該関係機関に通知するものとする。

(経費の求償事務)

第16条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するとともに、本協議会は、その支援及び調整を図るものとする。

(災害補償)

第17条 防除活動を実施した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとし、本協議会は、その促進を図るものとする。

(訓練)

第18条 会員は協力して排出油等防除訓練を年1回以上行うものとする。

(資料の交換)

第19条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を個々に合った別添様式にまたは、個々に合った様式により会長に提出するものとし、会長は提出された資料に基づき必要な事項を会員に周知するものとする。

- ① 船艇の状況
- ② 防災器材の備蓄状況
- ③ 沿岸危険物貯蔵所等の設置状況
- ④ 沿岸漁業権等位置図
- ⑤ 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号)

(維持運営)

第20条 協議会の会議、調査研究、資料作成、通信等の経費に充当するため、会員が納める会費、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は、石油関係企業 4,800円、その他の会員 2,400円(ガス関係企業を含む)とする。但し、行政機関は除く。
- 3 会費は、総会において決定する。
- 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5 その他協議会の維持運営については別途協議して定める。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第21条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、熊本県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長

官に対し意見を述べるものとする。

第22条

(庶務)

第23条 協議会の事務局は、熊本海上保安部に置く。

附 則

この会則は、平成12年6月16日から施行する。

附 則

この会則は、第3条、第12条～第22条改正に伴い、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この会則は、第14条、第19条改正に伴い、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この会則は、第6条～第9条改正に伴い、平成21年9月11日から施行する。

附 則

この会則は、第3条及び別紙1の改正に伴い、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この会則は、第2条、第20条第2項及び別紙1の改正に伴い、平成23年9月8日から施行する。

附 則

この会則は、第9条第6項、別紙1及び別紙2の改正に伴い、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この会則は、別紙1の改正に伴い、平成26年11月18日から施行する。

附 則

この会則は、別紙1の改正に伴い、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この会則は、別紙1の改正に伴い、平成28年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、別紙1の改正に伴い、平成29年7月4日から施行する。

附 則

この会則は、別紙 1 の改正に伴い、平成30年 7 月12日から施行する。

附 則

この会則は、別紙 1 の改正に伴い、令和元年 7 月17日から施行する。

附 則

この会則は、第 9 条第 2 項の改正に伴い、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、別紙 2 の改正に伴い、令和 4 年 7 月26日から施行する。

会 員 名 簿

機関名	電話番号	会員職
-----	------	-----

国関係

1	熊本海上保安部	0964 (52) 3103	部長
2	天草海上保安署	0969 (73) 3194	署長
3	八代海上保安署	0965 (37) 1477	署長
4	九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所	096 (357) 0222	所長
5	九州地方整備局八代河川国道事務所	0965 (32) 8120	所長

熊本県関係

1	熊本県農林水産部水産振興課	096 (333) 2455	課長
2	熊本県知事公室危機管理防災課	096 (333) 2115	課長
3	熊本県総務部消防保安課	096 (333) 2116	課長
4	熊本港管理事務所	096 (329) 4411	所長
5	八代港管理事務所	0965 (37) 0338	所長
6	三角港管理事務所	0964 (52) 2079	所長
7	水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	所長
8	熊本県漁業取締事務所	0964 (52) 2183	所長
9	熊本県県央広域本部土木部	096 (273) 9632	部長
10	熊本県県南広域本部	0965 (33) 3149	本部長
11	熊本県県南広域本部芦北地域振興局	0966 (82) 2522	局長
12	熊本県県央広域本部宇城地域振興局	0964 (32) 2051	局長
13	熊本県天草広域本部	0969 (22) 4213	本部長
14	熊本県県北広域本部玉名地域振興局	0968 (74) 2112	局長

警察関係

1	熊本県警察本部	096 (381) 0110	本部長
2	八代警察署	0965 (33) 0110	署長
3	上天草警察署	0964 (56) 0110	署長
4	水俣警察署	0966 (62) 0110	署長
5	宇城警察署	0964 (33) 0110	署長
6	熊本南警察署	096 (326) 0110	署長

消防関係

1	熊本市消防局	096 (363) 7174	局長
2	八代広域行政事務組合消防本部	0965 (32) 9227	消防長
3	八代市消防団	0965 (33) 4112	団長
4	宇城広域連合消防本部	0964 (22) 6221	消防長
5	宇城市消防団三角方面隊	0964 (53) 1111	方面隊長
6	天草広域連合消防本部	0969 (22) 3305	消防長
7	上天草市消防団	0964 (56) 5544	団長
8	水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0966 (63) 1191	消防長
9	水俣市消防団	0966 (61) 1604	団長
10	有明広域行政事務組合消防本部	0968 (73) 5283	消防長

漁業関係

1	熊本県漁業協同組合連合会	096 (329) 8800	代表理事会長
2	八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	組合長
3	水俣市漁業協同組合	0966 (63) 3355	組合長
4	三角町漁業協同組合	0964 (52) 3037	組合長
5	天草漁業協同組合 (上天草総合支所)	0964 (57) 0336	支所長
	(苓北支所)	0969 (35) 0050	支所長
6	有明町漁業協同組合	0969 (54) 0124	組合長
7	日奈久漁業協同組合	0965 (38) 0233	組合長
8	松尾漁業協同組合	0963 (29) 7052	組合長

市・町関係

1	熊本市	096 (328) 2490	市長
2	八代市	0965 (33) 4112	市長
3	宇土市	0964 (22) 1111	市長
4	天草市	0969 (23) 1111	市長
5	玉名市	0968 (75) 1130	市長
6	水俣市	0966 (61) 1604	市長
7	宇城市	0964 (32) 1111	市長
8	上天草市	0964 (26) 5544	市長
9	氷川町	0965 (52) 7111	町長
10	苓北町	0969 (35) 1111	町長
11	長洲町	0968 (78) 3104	町長
12	芦北町	0966 (82) 2511	町長
13	津奈木町	0966 (78) 3111	町長

海運・荷役関係

1	日本通運(株)八代支店	0965 (37) 3700	支店長
2	三角海運(株)	0964 (53) 1333	社長
3	(株)ジェネック八代営業所	0965 (37) 3541	所長
4	南九州センコー(株)	0966 (63) 4117	代表取締役社長
5	仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	所長
6	九商フェリー(株)	096 (329) 6111	支店長
7	熊本フェリー株式会社	096 (311) 4330	代表取締役社長
8	パシフィックグレンセンター(株)八代支店	0965 (37) 3241	支店長
9	(株)Misumi 八代支店	0965 (37) 0131	工場長

舶用品関係

1	三角商事(有)	0964 (52) 2630	代表取締役
2	株式会社島尻屋	0965 (35) 2181	社長

海運組合関係

1	熊本旅客船協会	0964 (52) 2303	会長
2	熊本県海運組合	0969 (56) 2928	理事長

石油企業関係

1	東西オイルターミナル(株)八代油槽所	0965 (37) 0121	所長
2	ジャパンオイルネットワーク(株)八代油槽所	0965 (37) 0858	所長
3	松岡石油(株)	0965 (37) 2171	代表取締役
4	松藤商事(株)三角事業所	0964 (52) 3051	所長
5	熊本石油(株)三角営業所	0964 (52) 2219	所長

臨海工場関係

1	熊本ドック(株)	0965 (37) 2151	社長
2	JNC(株)水俣製造所	0966 (63) 2116	所長
3	株式会社篠崎造船鉄工所	0964 (52) 2703	社長
4	九州電力(株)苓北発電所	0969 (35) 2131	所長
5	九電産業(株)苓北事業所	0969 (35) 1811	所長

総合調整本部構成

八代地区

八代港管理事務所	0965 (37) 0338	参事
八代警察署	0965 (33) 0110	地域係長
八代広域行政事務組合消防本部	0965 (32) 6181	危険物係長
八代市消防団	0965 (33) 5900	団長
八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	参事
仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	社員
熊本ドック株式会社	0965 (37) 2151	製造部長
南九州センコー(株)	0965 (37) 1201	営業所長

三角地区

三角港管理事務所	0964 (52) 2079	技師
熊本県漁業取締事務所	0964 (52) 2183	所員
上天草警察署	0964 (56) 0110	地域係長
宇城警察署	0964 (33) 0110	地域課長
宇城広域連合消防本部	0964 (22) 0554	総務課長
宇城市消防団三角方面隊	0964 (53) 1111	方面隊長
三角町漁業協同組合	0964 (52) 3037	組合長
松藤商事(株)三角事務所	0964 (52) 3051	次長

水俣地区

水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	主事
水俣警察署	0966 (62) 0110	地域課
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0966 (63) 1191	警防課長
水俣市漁業協同組合	0966 (63) 3355	参事
南九州センコー(株)	0966 (63) 4117	営業所長

18 特定事業所の配置図

図1 東西オイルターミナル八代油槽所 A地区本庫配置図

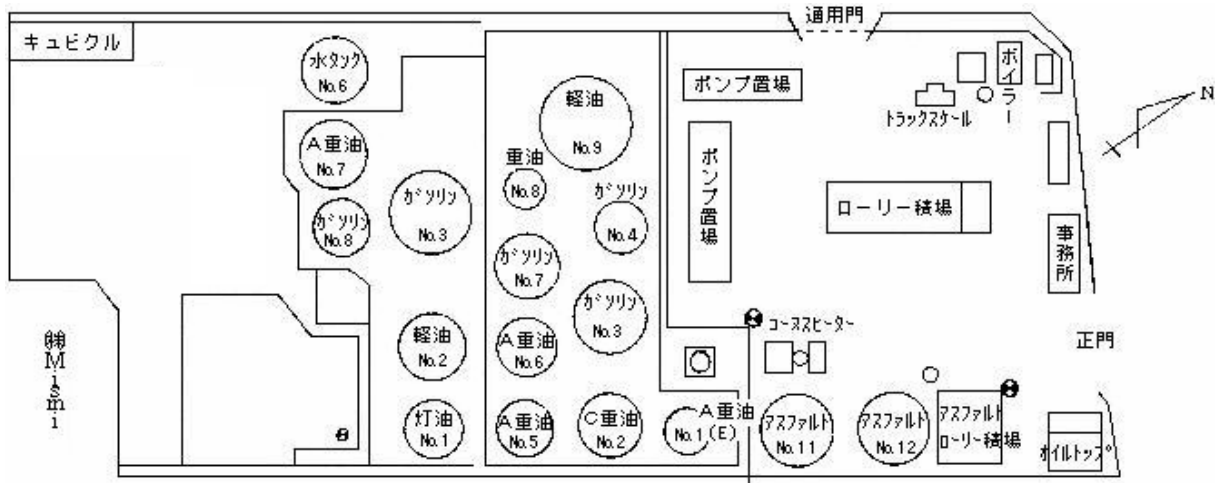


図2 東西オイルターミナル八代油槽所 B地区配置図

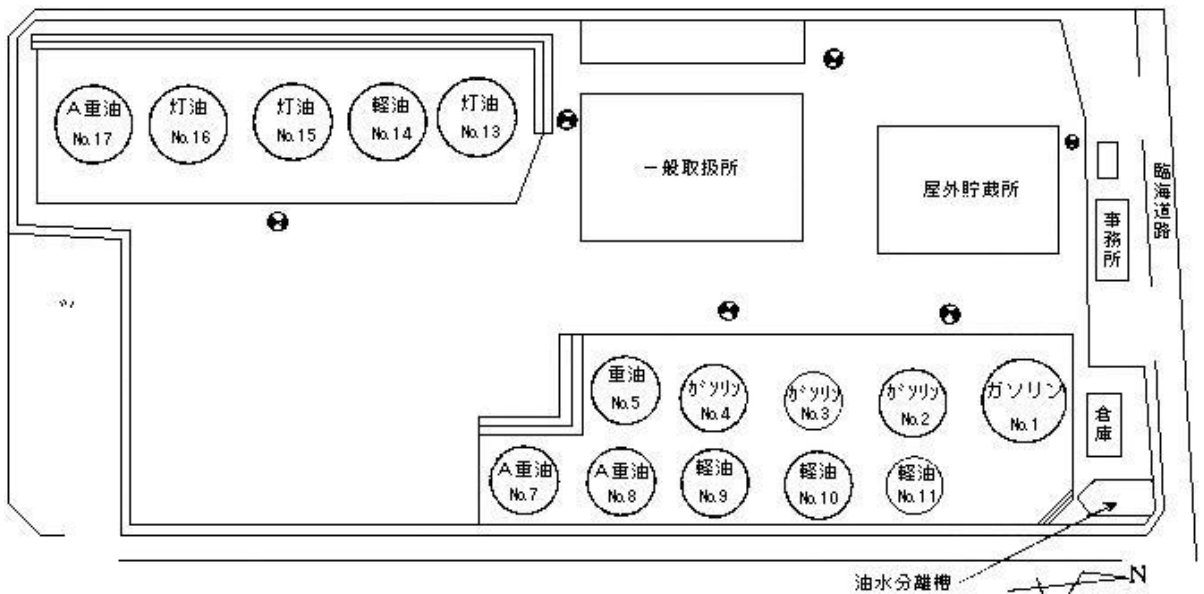


図3 東西オイルターミナル八代油槽所A地区分庫配置図

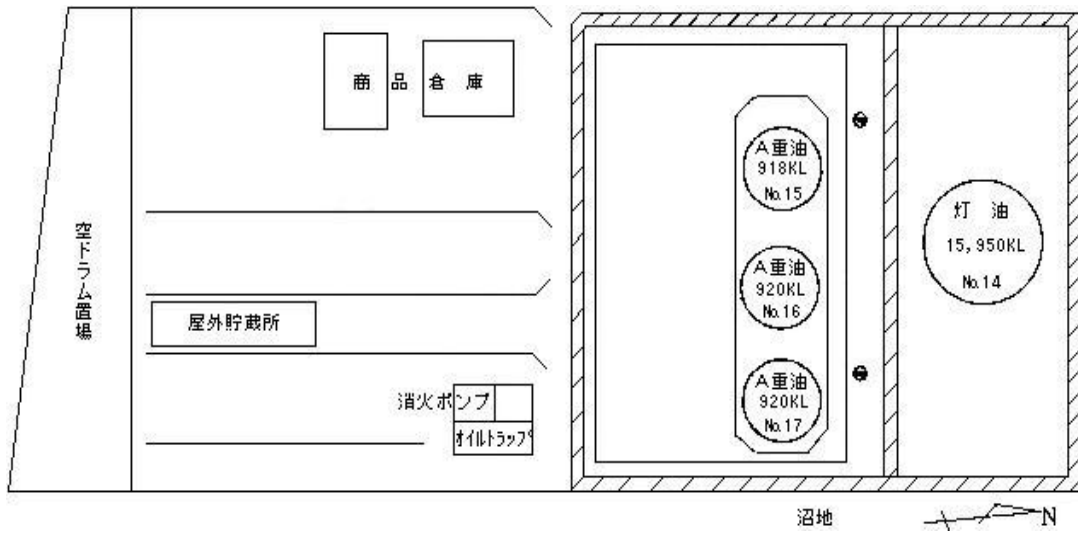


図4 ジャパンオイルネットワーク(株)八代油槽所配置図

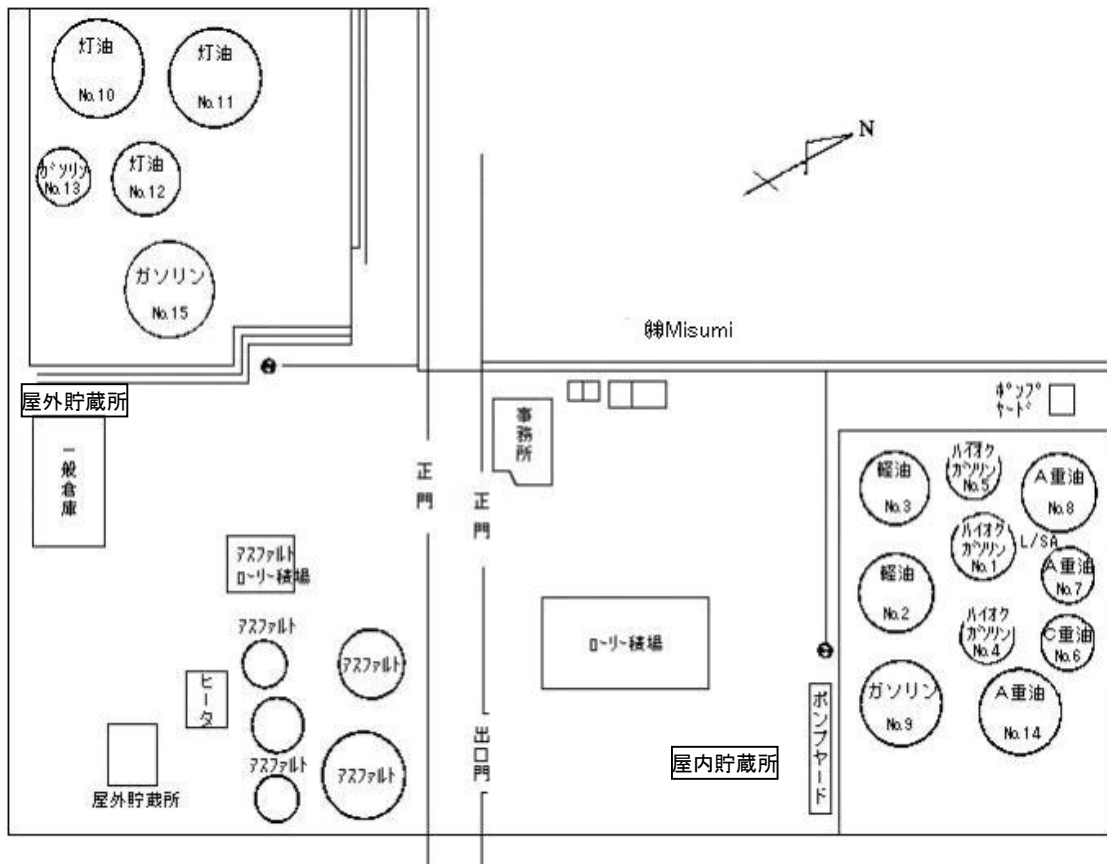


図5 株M i s u m i 八代支店配置図

